経済産業省委託事業

イスラエルにおける模倣品流通実態調査

2019 年 3 月

独立行政法人　日本貿易振興機構
デュッセルドルフ事務所

目次

1. イスラエル - 概要 5
2. 法的枠組み 7
3.1. 刑事訴訟 8
3.1.1. 警察の知的財産部隊 8
3.1.2. 警察の知的財産部隊との連携 11
3.1.3. 刑事告発 13
3.2. 民事上の権利行使 14
4. 水際措置 16
4.1. 港と国境通過地点 16
4.2. 税関への苦情申立の提出 20
4.3. 税関による知的財産のための通常の手続 21
4.4. 実用的なアプローチ 24
4.5. 税関による知的財産のための早期手続 25
4.6. 早期手続と通常の手続 27
4.7. 税関が貨物を自発的に留置する場合 28
4.8. パレスチナ自治区への模倣品の輸入 29
4.9. 並行輸入 30
5. 電子商取引 - 模倣品のオンライン販売 31
6. 模倣品市場 32
6.1. 一般的な注意事項 33
6.2. イスラエルの北部地域 34

6.2.1. カルミエル市場 35
6.2.2. キリヤット・シュモナ市場 36
6.2.3. ナハリヤ市場 38
6.2.4. ハツォル・ハグリリート市場 39
6.2.5. ツファット市場 40
6.2.6. ナザレ・イリト市場 41
6.2.7. ナザレ市場 43
6.2.8. ティベリア市場 44
6.2.9. アッコ市場 45
6.2.10. アイン・ハミフラッツ市場 46
6.2.11. ミグダル・ハエメク市場 48
6.2.12. アフラ市場 49
6.2.13. ベト・シェアン市場 50
6.3. イスラエルのハイファ地域 51
6.3.1. キリャト・アッタ市場 52
6.3.2. タルピオット市場 53
6.3.3. ヘルツェル通り市場 54
6.3.4. インデペンデンス通り市場 55
6.3.5. ワディ・ニスナ通り市場 57
6.3.6. ダリヤット・アル-カルメル市場 58
3.6.7. バルタア 59

6.3.8. ハデラ市場 60
6.4. イスラエル中央地域 62
6.4.1. ネタニヤ市市場 63
6.4.2. ネタニヤ市場 64
6.4.3. ラムラ市場 65
6.4.4. ロード市場 66
6.4.5. ティーラ市場 67
6.4.6. リジョン・レジオン市場 69
6.4.7. TOMASIN 市場 70
6.4.8. ロッシュ・ハアイン市場 71
6.4.9. カフル・カーシム市／バーズ（鳥）市場 72
6.4.10. バト・ヤム・モール 74
6.5. イスラエルのテルアビブ地域 76
6.5.1. カルメル市場 77
6.5.2. ヤッファ・ノミ市 78
6.5.3. 中央バスステーション 79
6.5.4. 旧中央バスステーション 80
6.5.5. ハティクヴァ市場 82
6.5.6. アレンビー通り 83
6.5.7. テルアビブ南部区域 84
6.6. イスラエルのエルサレム地域 86

6.6.1. マハネ・イェフダ市場 87
6.6.2. マルハ駅市場 88
6.6.3. 旧市街市場 89
6.6.4. アグリパス通りとヤッファ通り 90
6.6.5. 死海ホテル群地区 92
6.7. イスラエル南部地域 94
6.7.1. アシュドッド市場 95
6.7.2. Ad Halom 市場 96
6.7.3. アシュケロン市場 97
6.7.4. スデロット市場 98
6.7.5. ネティボト市場 100
6.7.6. キルヤット・マラキ市場 101
6.7.7. キルヤット・ガト市場 102
6.7.8. ベルシェバ市場 103
6.7.9. ベルシェバ（ベドウィン）市場 104
6.7.10. アラド市場 106
6.7.11. エイラート市場 107
7. 模倣品生産現場 108

イスラエルにおける模倣品の販売と、これに対する権利行使のための措置

1. イスラエル - 概要

イスラエルは地中海沿岸に位置する中東の小国である。北はレバノン、シリア、東はヨルダン、南西はエジプトと国境を接している。また、イスラエルは、パレスチナ自治政府（「PNA」）により統治され西岸地区として知られる地域、及びガザ地区と国境を共有している。

同国は、北部、ハイファ、中央、テルアビブ、エルサレム、南部の 6 地区に区分されている。

国土面積が小さいにもかかわらず、イスラエルは約 900 万人の多様な人口を抱え、人口の大部分は中央地区の沿岸部並びにテルアビブ、ハイファ及びエルサレムなどの主要都市に集中している。

テルアビブとその周辺地域がイスラエルの経済及び技術進歩の中心としての役割を果たす一方、エルサレムは、イスラエルの宣言する首都であり、政府の所在地である。

イスラエル経済は多様であり、同国は、経済や工業発展の点から中東で最も先進的な国とまでは言えないにしろ、そうした国々の一つであることは間違いない。国際通貨基金（IMF）によれば、イスラエルの一人当たりの国内総生産（GDP）は 4 万 1,180 米ドルであり、いわゆる先進国並みに達し、一人当たり GDP にしておよそ 1 万 2,060 米ドルという中東地域の平均をはるかに上回っている[1]。

同国は、ハイテク、製薬、農業分野の発展したインフラを形成しており、太陽エネルギーと水資源保全技術の革新及び開発で世界を主導[2]し、ブルームバーグの革新指数で 2018 年に米国に先んじて 10 位に格付けされている[3]。

---

[1] IMF による世界経済見通しのデータセット - 一人当たり国内総生産（GDP）（2018 年 10 月）
https://www.imf.org/external/datamapper/NGDPDPC@WEO/OEMDC/ADVEC/WEOWORLD/MEQ/BHRIIRN/IRQ/ISRIJORIKWT/LBN/OMN/YEM/ISR

[2] “Israel proves the Desalination Era is Here, Rowan Jacobsen,” Scientific American. 2016 年 7 月 29 日
https://www.scientificamerican.com/article/israel-proves-the-desalination-era-is-here/

[3] “The US Drops Out of the Top 10 in Innovation Ranking,” Michelle Jamrisko and Wei Lu, Bloomberg. 2018 年 1 月 23 日

イスラエルは、同国の抱える新興企業の数から『新興企業の国』と呼ばれており、その数の点で肩を並べるのは米国のみである。Economist 誌によれば、イスラエルは、サイバーセキュリティ分野への世界的なベンチャーキャピタル投資額の約 15%の受け皿となっており、それが、イスラエルの誇る「新興企業の国」経済、つまり米国以外では「最もダイナミックなイノベーション・エコシステム」の一部を構成する要素となっている[4]。

ユダヤ教を基盤とする民主国家として建国されたイスラエルはユダヤ暦を用いる。イスラエルにおける平日は日曜から木曜まで、正式な休日は土曜日（シャバット）であり、非公式ではあるものの、金曜と土曜が週末とされる。

イスラエルの公用語はヘブライ語である。イスラエル国内の居住人口に占めるアラビア人の割合が多い（人口の約 20%を占める）ため、アラビア語にも特別な地位が認められている。

イスラエルでは、知的財産に係る権利行使に力を入れ、模倣品の輸入及び販売に立ち向かうために精力的な取り組みがなされている。イスラエル政府では、知的財産の所有者に対し、それぞれの権利を行使するための適切かつ効率的な手段を提供することに専心している。

技術革新の国であることから、イスラエル当局では知的財産に係る権利行使を極めて重視しており、財務省（税務当局及び関税当局）、法務省、司法長官室、イスラエル警察及びその他の関連機関が模倣活動に共同で取り組んでいる。

---

https://www.bloomberg.com/news/articles/2018-01-22/south-korea-tops-global-innovation-ranking-again-as-u-s-falls

[4] “Israel's economy is a study in contrasts,” Special Report, The Economist. 2017 年 5 月 18 日
https://www.economist.com/special-report/2017/05/18/israels-economy-is-a-study-in-contrasts

2. 法的枠組み

模倣活動を規制する法律及びその関連規定は次のとおりである。

- 商標法[新版]、法律第 5732-1972 号
- 著作権法、法律第 5768-2007 号
- 商業不法行為法、法律第 5759-1999 号
- 関税法[新版]
- 1929 年商品標法、改正規定を含む
- 消費者保護法、法律第 5741-1981 号
- 不当利得法、法律第 5739-1979 号
- 意匠法、法律第 5777-2017 号（2017 年新意匠法が 2018 年 8 月 7 日に施行され、旧特許意匠法に取って代わった。それ以降に行われた新規の意匠登録は、新法により規律されている。新法が施行される前に出願された意匠は引き続き旧意匠法により規律される）。

また、イスラエルは、模倣活動対策との関係で最も重要な知的所有権の貿易関連の側面に関する（TRIPS）協定を含む知的財産権に関する最重要な複数の国際諸条約の加盟国である。

イスラエルは TRIPS 協定に加盟しており、協定に従い、知的財産に関連する法令を改正した。これには、模倣品の輸入に対する税関による措置の導入や警察の知的財産部隊の設置など、税関を規律する法律の改正が含まれる。

3. 模倣品に対する知的財産権の行使

模倣品の輸入及び販売は、刑事犯罪と民事上の権利侵害の両方を構成する。模倣品の輸入及び販売に対抗するため、民事上及び刑事上の措置を含むさまざまな措置が用意されている。権利の行使方法は複雑ではない一方、それぞれタイムフレームが異なる。

3.1. 刑事訴訟

以下の法令では、模倣品の輸入及び販売が犯罪を構成する可能性がある旨規定する。

- 商標法[新版]、法律第 5732-1972 号の第 60 条
- 1929 年商品標法（改正規定を含む）の第 3 条(2)
- 著作権法、法律第 5768-2007 号の第 61 条から第 63 条まで
- 意匠法、法律第 5777-2017 号の第 92 条から第 93 条まで（2017 年新意匠法が 2018 年 8 月 7 日に施行され、旧特許意匠法に取って代わった。それ以降に行われた新規の意匠登録は新法により規律されている。新法が施行される前に出願された意匠は引き続き旧意匠法により規律される）。

3.1.1. 警察の知的財産部隊

イスラエルの警察には知的財産犯罪に特化した特別部隊がある。警察の知的財産部隊は地域単位で担当を分けており、各部隊はそれぞれの担当地域で捜査を実施し、捜索と差押えを行っている。

以下は、警察の知的財産部隊と、それぞれの担当地域を示した地図である。

- 南部知的財産部隊

- 中央知的財産部隊

- テルアビブ知的財産部隊

- 沿岸知的財産部隊

- 北部知的財産部隊

- エルサレムとその周辺地域については、これを担当する警察の知的財産部隊がないものの、エルサレム市警察が知的財産権問題の解決を支援している。

- 地域単位での警察の知的財産部隊に加え、主要な知的財産犯罪（模倣医薬品、模倣アルコール飲料、模倣自動車部品などの販売）及びイスラエル全域に広がる知的財産事件を扱う国家警察の知的財産部隊が設置されている。

警察の各知的財産部隊の担当地域を示した地図を以下に掲げる。

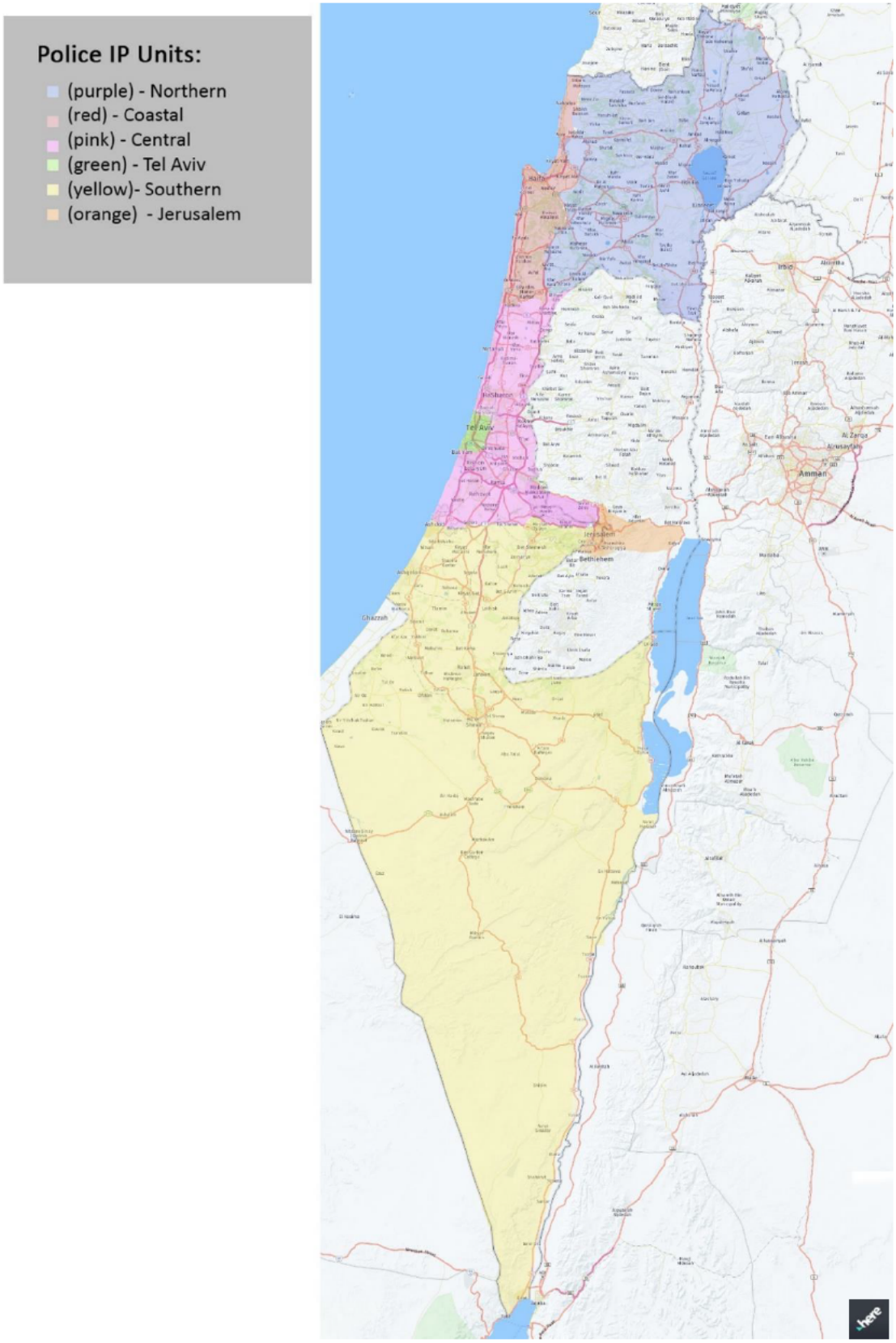

3.1.2.　警察の知的財産部隊との連携

知的財産の所有者は、捜索及び差押えにより、既に市場に存在する模倣品の販売に対抗することができる。捜索・差押えに成功すれば、模倣品が市場から取り除かれ、また、輸入及び販売の経路に関するさらに詳しい情報と文書が明らかになり、それにより、さらに模倣品の販売を止める新たな道が開かれる可能性がある。

警察の知的財産部隊は、市場にある模倣品を差押える極めて効果的なリソースである。知的財産の所有者は、警察のリソースを活用することで、効率的かつ費用対効果の高い方法により強制捜査を行い、模倣品を差押えることができる。

知的財産の所有者は、警察の知的財産部隊に要請する前に模倣品の販売を示す証拠を用意しなければならない。そのような証拠として、模倣品の購入見本などがある。知的財産の所有者は、そこで、模倣品の販売が行われている地域を担当する知的財産部隊に苦情を申し立てることができる。警察はその後、刑事捜査を開始し、模倣者の施設に捜査・差押えをかける。

捜索及び押収には、その現場で模倣品かどうかの初期鑑定を許された知財所有者の代表者が立ち会う。その後、差押えの実行から間もなく、商品に関する詳細な意見書を警察に提出することになる。この意見書には、商品を模倣品であると判断した理由を詳細に説明し、関連するイスラエルの商標登録証及び又は（イスラエルでは著作権を登録していないため）知的財産の所有者の著作権を検証できる文書を含める必要がある。

知的財産の所有者は、こうした方法により、一方当事者による民事上の捜索及び差押手続（かなり高額の費用がかかる）を申立てることなく、市場に存在する模倣品を差押えることができる。さらに、警察による刑事捜査が、模倣者の起訴へと至ることで、刑事告発と刑事訴訟に発展するリスクを冒したくない他の模倣者に対する抑止力として働く可能性もある。

また、警察の知的財産部隊も、捜査活動や捜索・差押活動を自発的に行っている。

警察の活動を支援し、商品の模倣品としての性格に関する意見書を担当警察官に適時に提出する知的財産の所有者の意欲により、警察との協力による成果が左右される点に注意する必要がある。

警察では、（周知商標ではない）登録商標の侵害又は著作権侵害を構成する商品のみ差押えることができる。

特許侵害は刑事犯罪ではなく、民事上の侵害であるため、特許侵害については警察の支援のもとに権利を行使することができない。

意匠の場合、イスラエルで最近施行されたばかりの新意匠法（2018 年 8 月）では、新法により登録された意匠（すなわち新法の施行以降に登録された「新」意匠）に係る権利の侵害が刑事犯罪を構成すると規定し、このため、新規登録された意匠については、警察が意匠権を侵害する商品を差押えることができるようになった。新意匠法が施行されたのがつい最近であるため、警察にはまだ、新法による意匠権行使の実績がなく、権利が実際にどう行使されるのかがなおはっきりしていない。

したがって、知的財産の所有者は、商標の所有者及び又は著作権の所有者に関する第 3.1 項を参照願いたい。

以上の内容を整理したフローチャートを以下に掲げる。

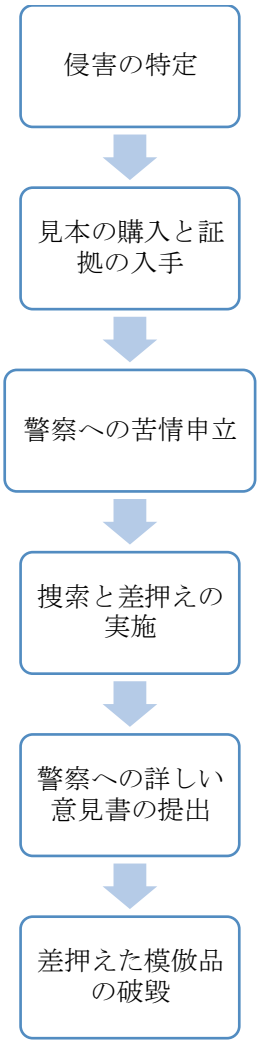

警察に要請した活動には手数料が発生しない。

3.1.3. 刑事告発

知的財産の所有者には、裁判所に対し、私人として刑事告発状を提出し、場合に応じ、捜査・差押令状の発行を申立てる権利がある。そのような場合、知的財産の所有者は、検察官としての役割を果たし、立証責任を負う。一部には、検察当局が起訴を担当する場合もある。

知的財産の所有者は、警察の知的財産部隊が設立されるまで、概してこの刑事告発状を提出する権利を利用していたものの、現在では、刑事捜査と差押えを扱う際に警察のリソースを利用している。

3.2. 民事上の権利行使

模倣品の輸入及び販売に関する民事訴訟は、次の法令に基づき提起することができる。

- 商標法[新版]、法律第 5732-1972 号に基づく商標権の侵害
- 商業不法行為法、法律第 5759-1999 号に基づく詐称通用
- 著作権法、法律第 5768-2007 号に基づく著作権侵害
- 消費者保護法、法律第 5741-1981 号に基づく消費者詐欺
- 不当利得法、法律第 5739-1979 号に基づく不当利得
- 営業権の不正使用

模倣品の輸入及び販売を阻止する必要性が緊急に生じた場合、暫定的差止命令を求め、申立てを行うことが可能である。また、明白な模倣事件の場合には、捜索・差押えを求める一方当事者による暫定命令及びアントンピラー型の命令を取得することも可能である。そのような申立てには、宣誓供述書形式の証拠を添付する必要がある。

しかしながら、上記の説明のように、模倣品を迅速に差押えるには、警察のリソースを利用する方が効率的かつ費用対効果も高い。このため、通常の場合であれば、一方当事者による暫定命令又はアントンピラー型命令を申立てる必要はない。

模倣品の販売に関する民事訴訟の際に申立てる救済措置には、通常、以下のものが含まれる。

- 恒久的差止命令 - 一切の模倣活動（輸入、販売、マーケティング、頒布、生産、広告、保管などを含む）を禁止する命令。

- 模倣品の破毀。

- 模倣品の輸入／製造／販売に関する詳細及び文書の受領。

- 輸入／販売量に関する会計報告書の受領。

- 損害賠償 - 売上高に関する報告内容をもとに、発生した損害の額に対する賠償。また、詐称通用については、損害発生の証拠がない場合でも、商業不法行為法、法律第 5759-1999 号の第 13 条に基づき、裁判所の裁量により最高で 10 万イスラエル・シェケル（「ILS」）までの賠償額。

警察による捜索・差押手続と、逮捕された模倣者に対する民事訴訟とを組合せることで、効果的かつ実りある対策になることが実証されている。これらの措置には、侵害者が模倣品をそれ以上輸入し、販売するのを抑止し、また、違法行為をやめるよう他の模倣者に強いメッセージを送る効果がある。

4. 水際措置

4.1. 港と国境通過地点

イスラエルの主な海港は、ハイファ、アシュドッド、エイラートである。あらゆる種類の製品がこれらの港を通して輸入されるが、製品の種類で港が分かれているわけではない。エイラート港は、主に重機や自動車の輸入に使われている。

ベングリオン空港はイスラエルの主要な国際空港である、エイラート空港への／からの国際便も存在する。

イスラエルには国境を越える五つの国境通過地点が存在する。そのうちの三つがヨルダンと接し、二つがエジプトと接する。

あらゆるセクターの製品が、イスラエルの海港、空港、国境通過地点を経由して運ばれるが、製品の種類で経路が分かれているわけではない。

アシュドッド港

アシュドッド港は、地中海に面したイスラエル南西部沿岸地域、テルアビブから約 40 km という戦略的な位置にあり、同国の主要な商業センターや高速道路に近接する。

ハイファ港

ハイファ港は、イスラエルの北部沿岸地域にあり、あらゆる種類の貨物の船積みと輸送に適した多数の施設と、大型客船用の接岸施設が存在する。

エイラート港

エイラート港はイスラエルの南端に位置し、イスラエルにとって唯一、紅海への出入口になる港である。

ベングリオン国際空港

ベングリオン国際空港は、イスラエルの主要国際空港である。同国の中心部、エルサレムから約 40 キロ、テルアビブから 15 キロの距離にある。

ヨルダン川国境通過地点

ヨルダン川の国境通過地点は、ベト・シェアンから東へ約 10km、イスラエルのベト・シェアンとヨルダンのイルビドとを結ぶ道路に存在する歴史的なシャイフ・フセイン橋付近にある。

アレンビー国境通過地点

アレンビー国境通過地点は、ヨルダン川流域南部にある国境通過地点である。出入国管理ターミナルはジェリコの東方 5 km、ヨルダン渓谷に存在する。

この出入国管理ターミナルは、イスラエルとヨルダン、パレスチナ自治区とヨルダンとの境界にまたがり、また、イスラエル、西岸、ヨルダン間の貨物輸送における税関のチェックポイントとしても使われている。

イハツク・ラビン国境通過地点

イハツク・ラビン国境通過地点（旧アラバ・ターミナル）は、イスラエルとヨルダンを結ぶ最南端の国境通過地点であり、エイラート市から北へ約 3 km のところにある。

出入国管理ターミナルは、車両又は徒歩で通過するイスラエル国民や外国人観光客にサービスを提供している。また、この出入国管理ターミナルは、貨物がイスラエルとヨルダンとを行き来するための貨物ターミナルとしても機能している。

ニッツァーナ国境通過地点

この国境通過地点は Pitchat Nitzana にある。これは、輸入貨物・商品と輸出貨物・商品の両方を輸送するためのエジプトとイスラエルの間の主要な陸上国境通過地点である。

メナヘム・ベギン国境通過地点

メナヘム・ベギン国境通過地点は、エイラートの南西約 10 km に位置し、イスラエル国内の最も南にある国境通過地点である。出入国管理ターミナルは、イスラエルとエジプトとを結ぶ通路になっている。国境を越える資格のある旅客は、イスラエル国民と外国人観光客などである。

クネイトラ国境通過地点

シリア・イスラエル国境の国境通過地点（ゴラン高原にある）。

シリア・イスラエル間には外交関係がないため、国境は閉鎖されており、ゴラン高原に住むドゥルーズ族のみ、シリアとの間を行き来することが許されている。

ロシュ・ハニクラ国境通過地点

ロシュ・ハニクラ国境通過地点は、レバノンとイスラエルを結ぶ国際的な国境通過地点である。

レバノン・イスラエル間にも外交関係がないため、この出入国管理ターミナルは、レバノンとイスラエルに駐留する国連暫定軍によってのみ運営されている。観光客／訪問者の通過は禁じられている。

イスラエルの港と国境通過地点を示した地図を以下に掲げる。

Rosh HaNikra Crossing
Quneitra Crossing
Haifa Port
Jordan River Border Crossing
Ben-Gurion International Airport
Ashdod Port
Allenby Border Crossing
Nitzana Border Crossing
Eilat Port
Menahem Begin Border
Yitzhak Rabin Border Crossing

税関による知的財産のための手続

以下の法令は、税関による知的財産のための手続を規定する。

- 関税令[新版]の第 200A 条

- 商標法[新版]、法律第 5732-1972 号の第 69 条（a）

- 著作権法、法律第 5768-2007 号の第 65 条

- 意匠法、法律第 5777-2017 号の第 110 条：

4.2. 税関への苦情申立の提出

イスラエルの登録商標又は著作権の所有者は、模倣品の疑いのある商品を含む将来の貨物を留置するよう税関に申立てることができる。

税関への申立書には、次のものを含める必要がある。

- 関連する商標登録証の写し、

- 真正品の見本の写真、

- 輸入者の身元、侵害品及びその原産地に関するその他の入手可能な情報。これには、写真、説明文、また可能であれば、貨物の到着予定時期及び貨物の到着予定港が含まれる。

- 管轄裁判所の決定に従った商品の留置により輸入者に生じ得る不当な損害を賠償する旨の約束と、貨物の輸入者が税関に対する訴訟手続を提起

した場合に貨物の解放に関する訴訟に共同で参加する旨の約束。前記賠償額は、管轄裁判所により決定される。

貨物を留置する際、税関は、知的財産の所有者の選択に従い、以下に詳述する手続のいずれか一つを実施する。

4.3. 税関による知的財産のための通常の手続

税関による通常の手続は、一般に、貨物が模倣品の疑いのある大量の商品を含む場合に実施する。

税関は、模倣品の疑いのある商品を含む貨物が到着した際に、知的財産の所有者に通知する。知的財産の所有者は、そこで、税関の正式通知の発送から 3 営業日以内に、商品が模倣品であるかどうかを税関に通知しなければならない。3 営業日の期限延長を要求できるため、合計 6 営業日以内に税関に応答すればよい。期限延長は、（例えば、対応する時間が足りない、知的財産の所有者が別な国にいる、日曜日が海外の営業日ではないなど）必要性さえあれば、ほぼ許可される。

模倣品であることが判明した場合、知的財産の所有者は、税関の指定する額の銀行保証を提出するか又は同額を供託する必要がある。銀行保証／供託金の額は、税関の裁量で決定され、これらの商品を一定期間保管する必要がある点を念頭に入れ、例えば商品の数量、その金銭的価値、その金額などの複数の要素に基づいて決定する。

銀行保証／供託金が提出されれば、税関は輸入者の身元を開示する。知的財産の所有者は、税関による知的財産のための通常の手続に従い、貨物に関する税関による最初の通知を受けた日から 10 営業日以内（10 営業日の期限延長を要求することができる）に輸入者に対する通常の民事訴訟を提起しなければならない（暫定的差止命令を申立てる必要はない）。訴訟が提起された場合、その商品は訴訟手続が終了するまで留置される。

税関は、登録商標又は著作権侵害を構成する商品を留置する権限を有するが、（裁判所が一方当事者による暫定的差止命令を発出し、税関に留置を命じた場合以外）特許侵害を構成する商品を留置することはできない。

意匠については、イスラエルで最近施行されたばかりの新意匠法（2018 年 8 月）では、税関当局が、新意匠法に従って新規登録された意匠の意匠権を侵害する商品を留置できる旨規定している。新意匠法が施行されたのはつい最近であるため、税関にはまだ、新法による意匠権行使の実績がなく、権利が実際にどう行使されるのかがなおはっきりしていない。

したがって、知的財産の所有者は、商標の所有者及び又は著作権の所有者に関係する第 4 項を参照願いたい。

税関による通常の手続を整理したフローチャートを以下に掲げる。

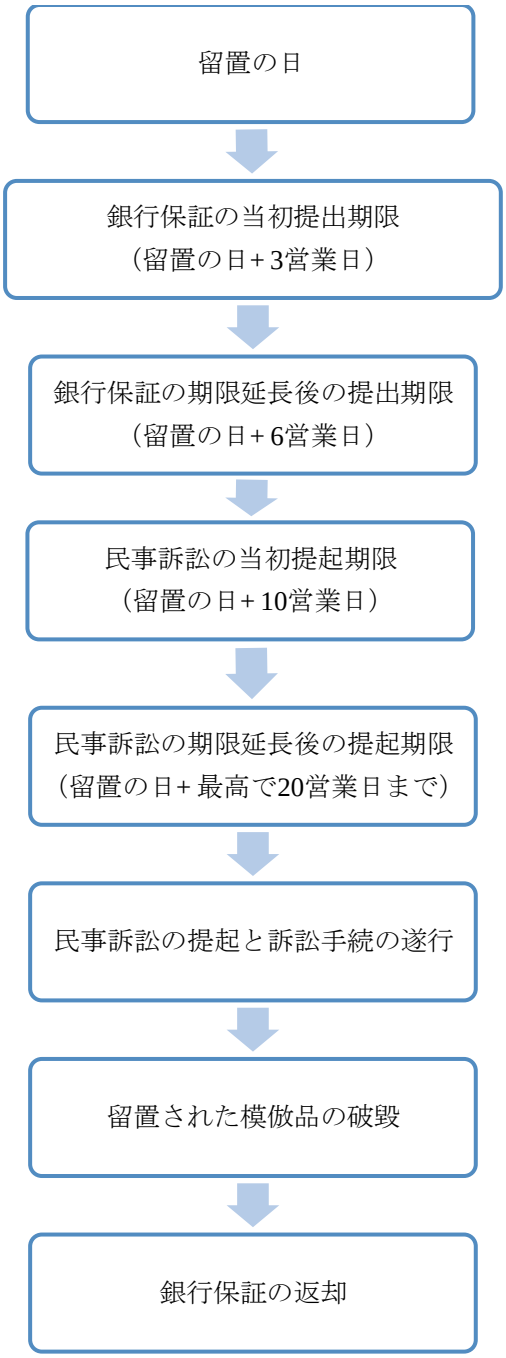
留置の日
銀行保証の当初提出期限
（留置の日＋3営業日）
銀行保証の期限延長後の提出期限
（留置の日＋6営業日）
民事訴訟の当初提起期限
（留置の日＋10営業日）
民事訴訟の期限延長後の提起期限
（留置の日＋最高で20営業日まで）
民事訴訟の提起と訴訟手続の遂行
留置された模倣品の破毀
銀行保証の返却

4.4. 実用的なアプローチ

通常の手続による場合、知的財産の所有者は、訴訟の提起期限までの期間を利用し、輸入者との和解を成立させることができる。交渉が効果的に行われれば、和解により、訴訟の場合と同等の目的を達成することができる。その結果、知的財産の所有者は、訴訟を提起することなく問題を迅速に解決でき、訴訟費用を大幅に節減することができる。

これらの場合における和解合意には通常、物品の破毀、輸入者による保管・破毀費用の負担、輸入者により署名された約束、並びに物品の供給者に関する情報及び文書の開示が含まれる。これらのものはいずれも、グローバルな権利行使努力の枠組みの中で極めて重要である。こうした方法で取り扱われる事件の大半において、訴訟を提起する期限までに和解が成立する。

以上の内容を整理したフローチャートを以下に掲げる。

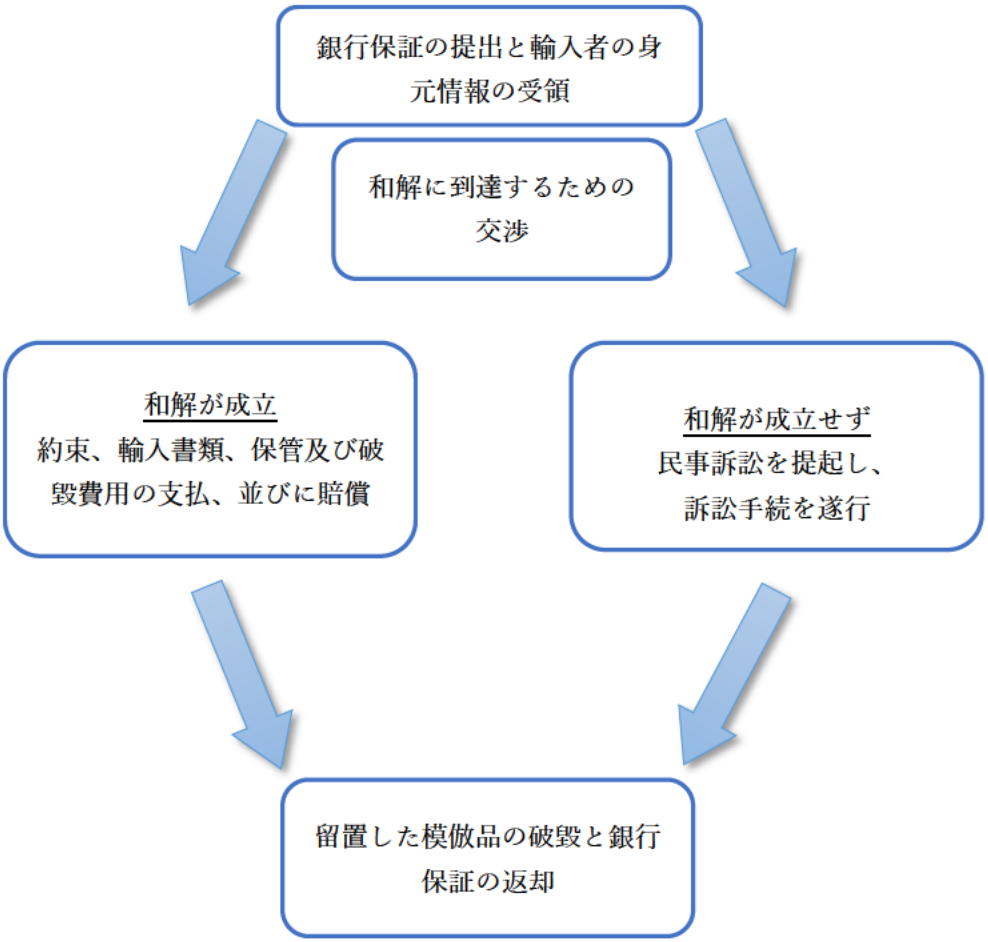

4.5. 税関による知的財産のための早期手続

知的財産の所有者の選択により、税関の早期手続を利用できる場合がある。早期手続は、税関にとって極めて一般的な手続であり、以下に説明するように、迅速かつ費用対効果の高い方法である。しかしながら、早期手続を選択した場合には、通常の手続を選択した場合とは異なり、税関は輸入者に関する詳細な情報を所有者に提供しない。

イスラエルで登録された商標又は著作権の所有者は、早期手続の枠組内において、貨物に関する税関の通知を受けてから 3 営業日以内に以下を実行しなければならない。

- 商品が侵害品であるかどうかに関する意見と、その模倣品の性質に関する簡単な説明書を提出すること。

- 管轄裁判所の決定に従った商品の留置により輸入者に生じ得る不当な損害を賠償することに同意する旨の約束（UFI）と、貨物の輸入者が税関に対する訴訟手続を提起した場合に貨物の解放に関する訴訟に共同で参加する旨の約束を税関に提出すること。前記賠償額は、管轄裁判所により決定される。

必要とされる意見書と署名された UFI が税関に提出された後、貨物の対象品が破毀される。早期手続では、知的財産の所有者が、銀行保証又は供託金を提出する必要はないものの、税関が輸入者の身元を開示しない。

税関による早期手続を整理したフローチャートを以下に掲げる。

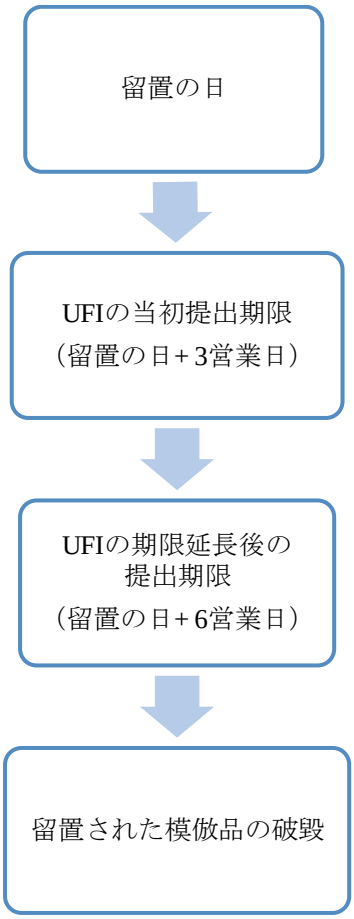

4.6.　早期手続と通常の手続

税関が早期手続を実施した場合、知的財産の所有者は、早期手続又は通常の手続のいずれも選択できる。他方で、税関が通常の手続を実施した場合、知的財産の所有者は、通常の手続しか選択できない。言い換えれば、早期手続が実施された場合には、両方の手続を利用できるのに対し、通常の手続が一度実施されれば、もはや早期手続を選択する道は閉ざされてしまう。

通常の手続であれば、知的財産の所有者が、輸入者の身元を知ることができ、供給者と販売網に関する情報並びに輸入者の約束及び費用の賠償を獲得できる可能性があり、これらのいずれも、知的財産の所有者による権利行使の助けになるため、一般に通常の手続を選択した方が知的財産の所有者にとって有利である。

しかしながら、商品の数量が比較的少ない場合、又は輸入者の身元について知ることがそれほど重要ではない場合には、早期手続を選択することが推奨される。

以上の内容を整理したフローチャートを以下に掲げる。

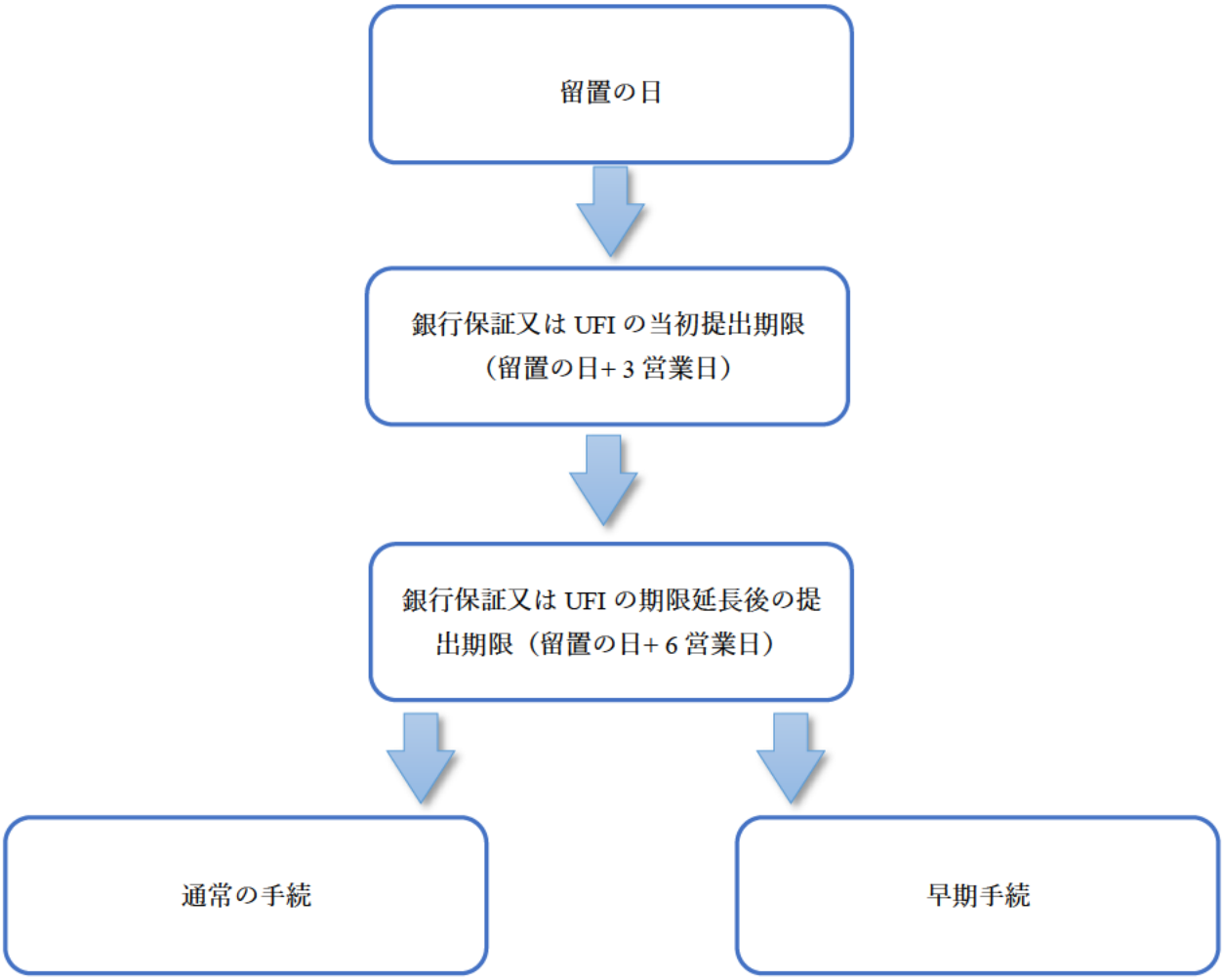

税関に要請した活動には手数料が発生しない。

4.7. 税関が貨物を自発的に留置する場合

イスラエルには税関による商標記録サービス（「税関サーベイランス」）の制度が存在しない。しかしながら、税関では、上記で詳細に説

明した請求を行った後にその貨物を留置するのに加え、イスラエルに到着する貨物を無作為に検査しており、模倣品の疑いのある物品を含む貨物が港に到着すると知的財産の登録所有者に連絡する。税関では、そのような貨物を留置すると、通常の手続又は早期手続を上記のように実施し、それに応じて知的財産の所有者に正式な通知を発する。

商標登録証には送達先住所が記載されているため、税関が商標局／法律事務所を介して知的財産の所有者に連絡する場合がある。また、税関では現在、商標登録に関係する税関による通知の送付先として、イスラエルにおいて自らを代理する法律事務所のリストを提出することを知的財産の所有者に認めている。このサービスは、税関に関係する問題、すなわち模倣品の疑いのある商品を含む貨物の留置に限定され、イスラエル商標登録簿に記載された商標登録に関係するサービス又はこれに関連するサービスの宛先として掲げる法律事務所とは無関係である。

知的財産の所有者は、税関職員への研修を実施することで、前記無作為による検査の効果を上げる手助けをしている。こうした研修では、模倣品の存在を職員に警告し、ブランドに対する認識を喚起し、模倣品の見分け方を教えている。

税関の報告によれば、イスラエル税関では、模倣品を密輸する企てを毎年平均して 1,000 件摘発している。この差押件数の多さから、172 か国からなる世界関税機関（WCO）では、イスラエルの税関を模倣品に対抗している世界の主要関税機関の一つと認めるようになった。イスラエルの税関活動とその差押件数の多さは、効率的な管理及びリスク評価システム、高品質の情報収集活動並びに税関の異なる権利行使部局間の協力の成果である。

4.8. パレスチナ自治区への模倣品の輸入

パレスチナ自治政府（PNA）の管理下にある西岸地区とガザ地区への輸入は、イスラエルの港を通過し、イスラエル税関の監督下にある。模倣品が（イスラエル市場への侵入ルートとして利用される傾向にある）西岸地

区及びガザ地区に輸入されるのを防ぐため、イスラエル税関の支援を受けて水際措置を実施している。

イスラエル最高裁判所は、しばらく前から、オスロ合意により成立した（イスラエル、西岸及びガザ地区を単一の税関領域として扱う）『税関エンベロープ』により、西岸とガザ地区で販売するためにイスラエルに物品を輸入する行為が、イスラエルで販売する意図で輸入する行為と同等であること、また、周知の事実として、西岸及びガザ地区からイスラエルに向かう商品の流れが存在し、確立されている点を判示してきた。

このため、イスラエルを通じた西岸及び又はガザ地区への模倣品の輸入は、イスラエルにおける商標の登録所有者の権利に対する侵害とみなされ、したがってイスラエルにおける商標権侵害を構成する。

4.9. 並行輸入

イスラエルの法律によれば、並行輸入それ自体は禁じられていない。

並行輸入の正当性を認める根拠となっているのは、商標法を含む知的財産法の消尽原則である。この考え方は、知的財産の登録所有者が、自らが権利を有する製品の最初の販売については権利を行使できる一方、この販売によりその権利が消尽されるというものである。製品の再販は、その権利の侵害を構成するものではなく、また所有者は、それに関してそれ以上考慮される権利もない。

5. 電子商取引 - 模倣品のオンライン販売

世界的傾向に従い、イスラエルでもネット販売市場が著しく成長している。イスラエル郵便局のデータによれば、イスラエルの顧客がオンライン注文した小包の数が 2017 年に 6,100 万個に達し、2016 年から 15%、2006 年からは 320%増加している。

これに対応して、オンラインで販売される模倣品の販売額も同様に増えている。イスラエルの顧客にオンライン販売される主な模倣品は、衣料品、履物、アクセサリ（バッグや宝飾品）、メーキャップ用品及び化粧品である。

イスラエルにおける模倣品のオンライン販売には、幾つかの形態が存在する。個人が国際的なウェブサイトに直接注文し、ショップがイスラエルに発送する場合、小売業者が卸から模倣品を輸入し、それを市場、店舗又はオンラインで販売する場合など、様々な場合がある。なお、イスラエルの Facebook 及び Instagram のページでも、模倣品が販売されている。

高級ブランドの低価格模倣品を購入したい個人消費者にとって、電子商取引により購入するのは容易である。AliExpress、Amazon、eBay などの国際的なウェブサイトの大半がイスラエルに発送しているため、イスラエルの消費者にとって、模倣品を購入する際の選択肢は多い。複数の国際的なウェブサイトがヘブライ語のサイトを用意し、その分、イスラエルの顧客にとってさらに利用しやすくなっている。

近年、Facebook や Instagram などのソーシャルメディアを利用して模倣品をイスラエルで販売する傾向が強まっている。Facebook と Instagram（のポリシーに従ってこれらのサイト）に連絡し、模倣品を販売しているページの削除を依頼することが可能である。しかしながら、違反者にとっては新しいアカウントを開設し、模倣品の販売を継続すればよいため、このような方法では不正行為を阻止するのに不十分な可能性がある。知的財産の所有者は、模倣活動の背後にいる個人／会社の身元や商品の場所を証明するために見本の購入を試み、次に、模倣品の販売を阻止するために上記で詳しく述べた措置を取ることができる。

6. 模倣品市場

地域ごとに分け、模倣品を販売していることが判明している市場を示したイスラエルの地図を以下に掲げる。

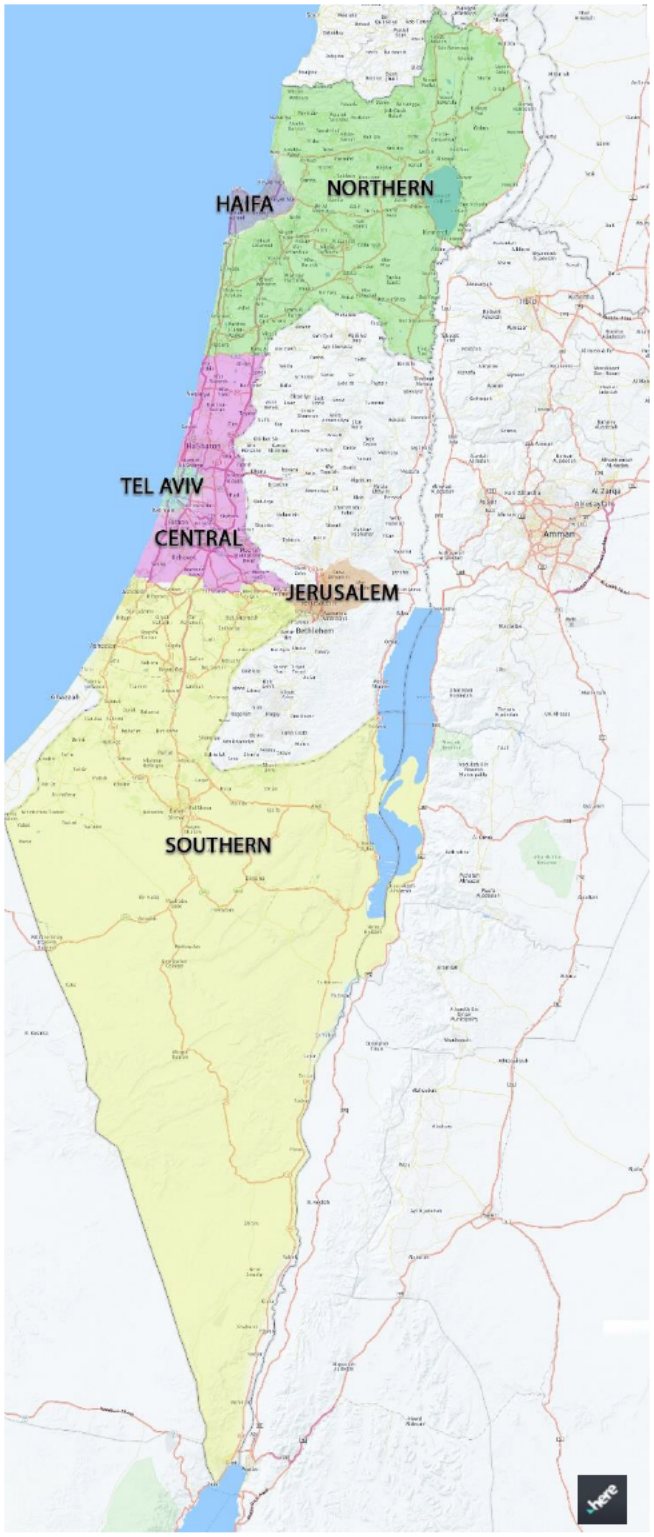

6.1. 一般的な注意事項

イスラエルの市場では、通常はアパレル／衣料用装飾品／腕時計、スキンケア化粧品、食品（野菜、果物、チーズなど）の様々な分野の多様な商品が見られ、 一つの市場で特定の商品分野のみを扱うことはない。同様に、これらの市場で販売されている模倣品にもさまざまな分野のものがある。

イスラエルの市場は本質的に極めて似通っている。各市場に存在する店舗又はスタンドの数を正確に把握するのは困難であり、その数も、実際には時間の経過とともに変化している。

一般に、大半の市場は日中に営業しており、営業時間は午前 10 時（一部のスタンド、主に食品を販売するスタンドはもっと早い時間から営業している）から日没まで（したがって、夏季の方が営業時間は長くなる）である。各市場とそれぞれの特徴については、対応する項で説明している。

自動車部品の輸入・販売業者について模倣自動車部品を摘発し、差押えるケースが存在する一方、模倣自動車部品が市場で摘発されたケースはない。

顧客の要求による場合だけでなく、模倣品を店内／スタンドに陳列しているケースも珍しくはない。

現場の視察は、以下に詳述する市場の営業時間中に随時行うことができる。一般に市場は安全であり、来訪者や観光客が訪れる際に現地の人々の同伴を求める必要はない。

6.2. イスラエルの北部地域

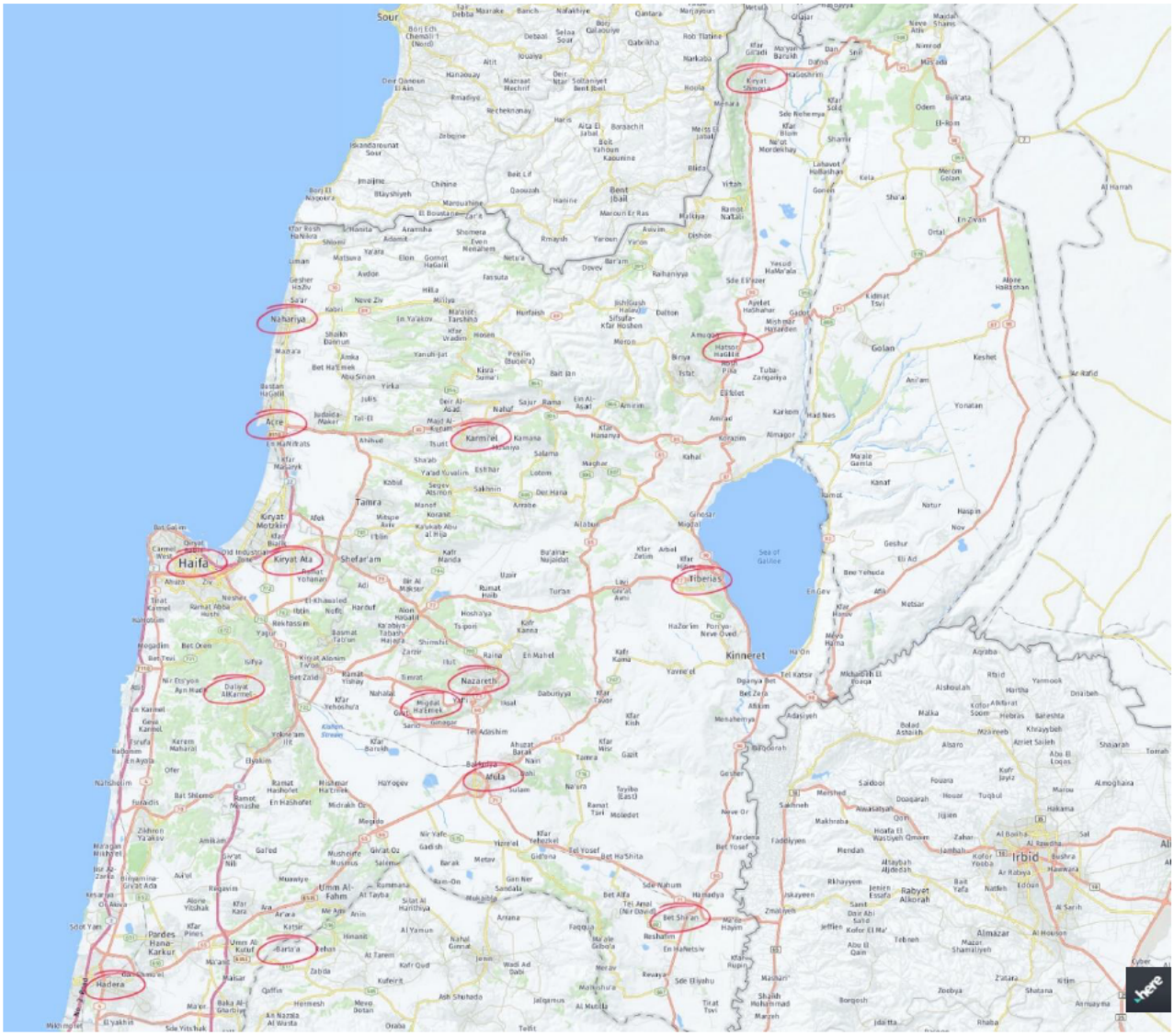

6.2.1. カルミエル市場

場所

5 Hakabai St., Karmiel

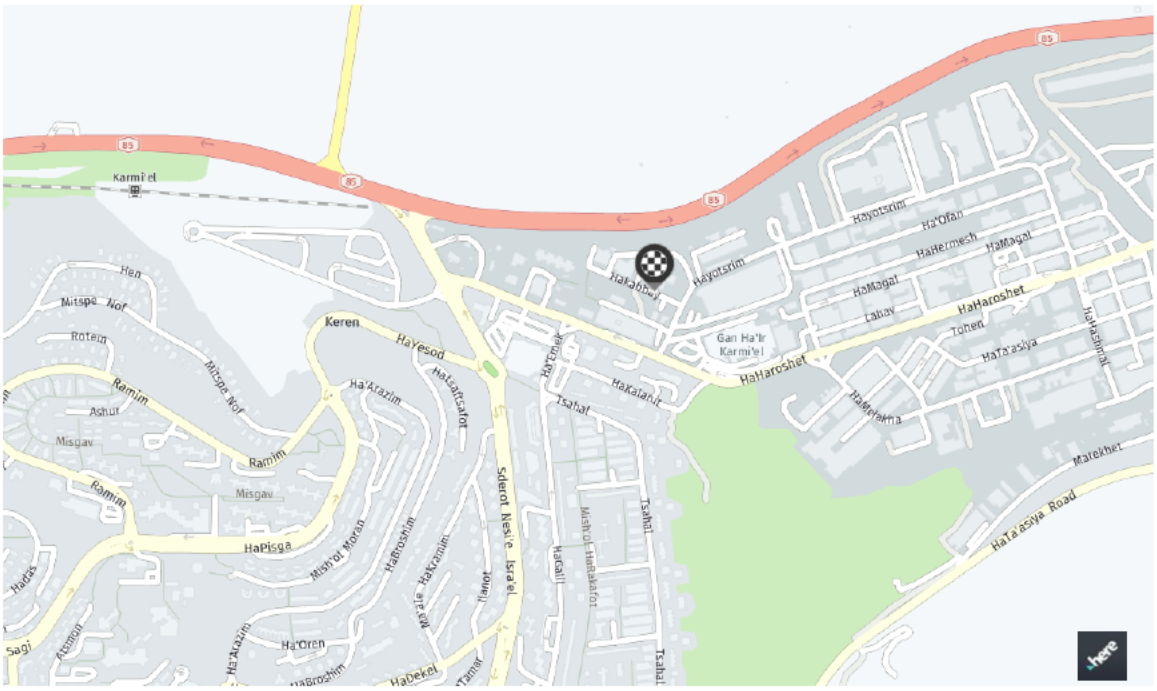

概況

この市場は、北部にあって人口約 4 万 5,000 人のカルミエル市に存在する。テントを利用し、月曜日の 07:00 から 16:00 まで営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同市住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.2.　キリヤット・シュモナ市場

場所

Tel Hai St., Kiryat Shmona

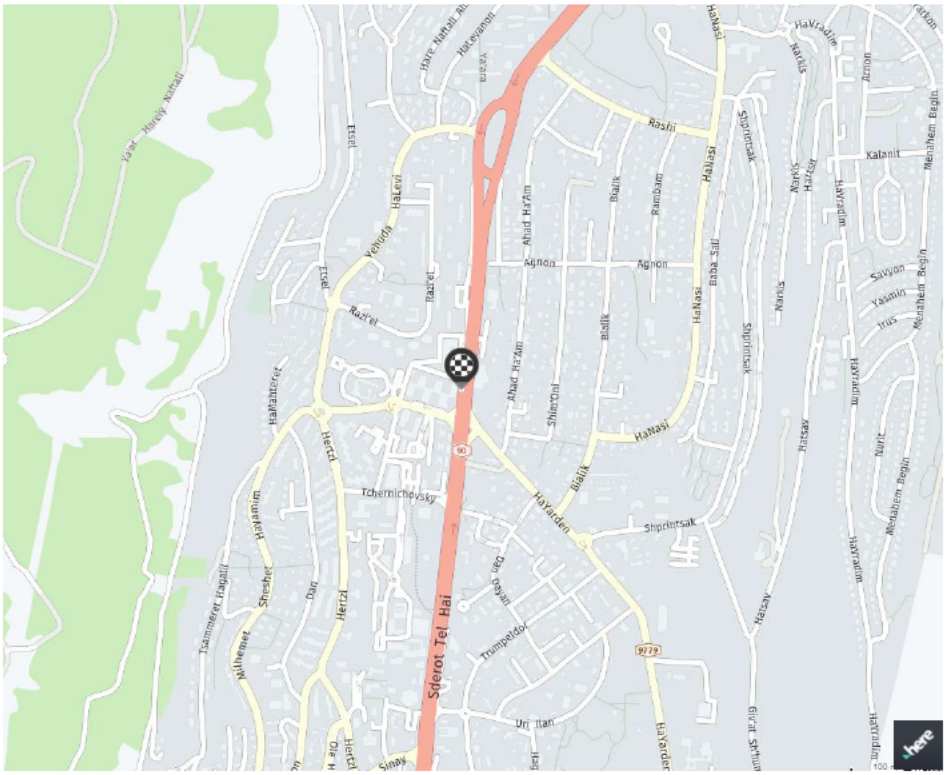

概況

市場は北部のキリヤット・シュモナ市に位置する。ラスコ・ショッピングセンターの北端に位置し、テントを利用しており、月曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、靴、バッグ、砂糖菓子、宝飾品、携帯電話のアクセサリ

主な来訪者

主に同市住民と観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.3.　ナハリヤ市場

場所

ナハリヤ市の南端に位置するレグバ・ショッピングセンター

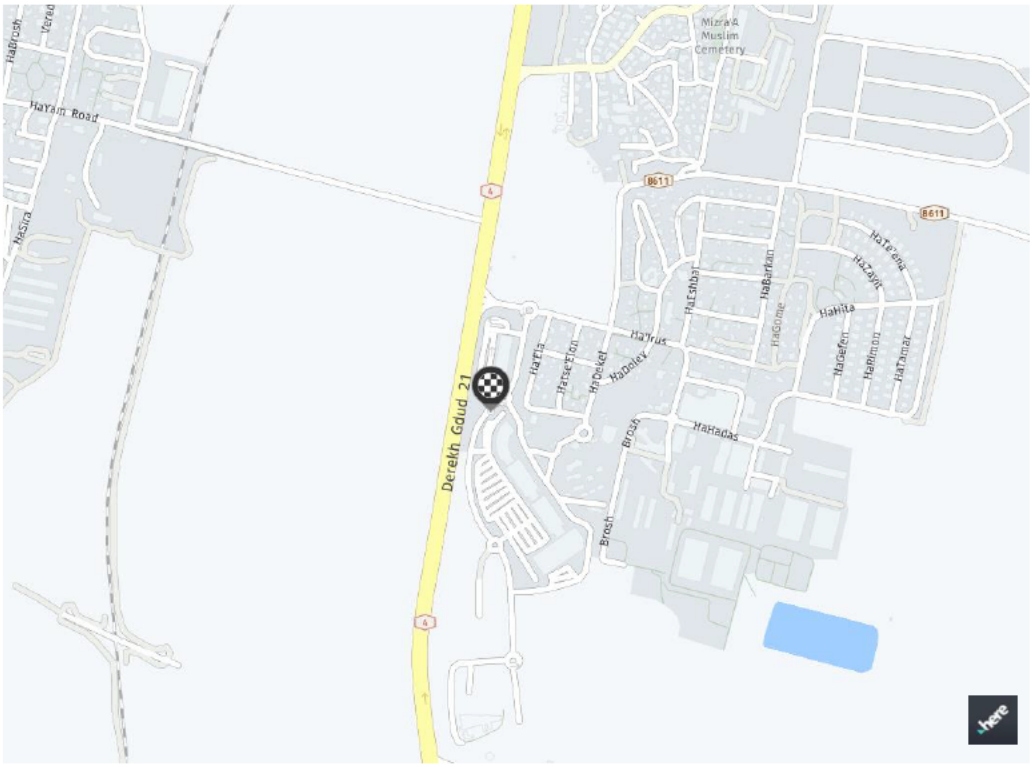

概況

市場は、イスラエル最北の沿岸都市ナハリヤに近い。日曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

同市住民と観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.4.　ハツォル・ハグリリート市場

場所

2 Ben Zion Street, Hatzor Haglilit

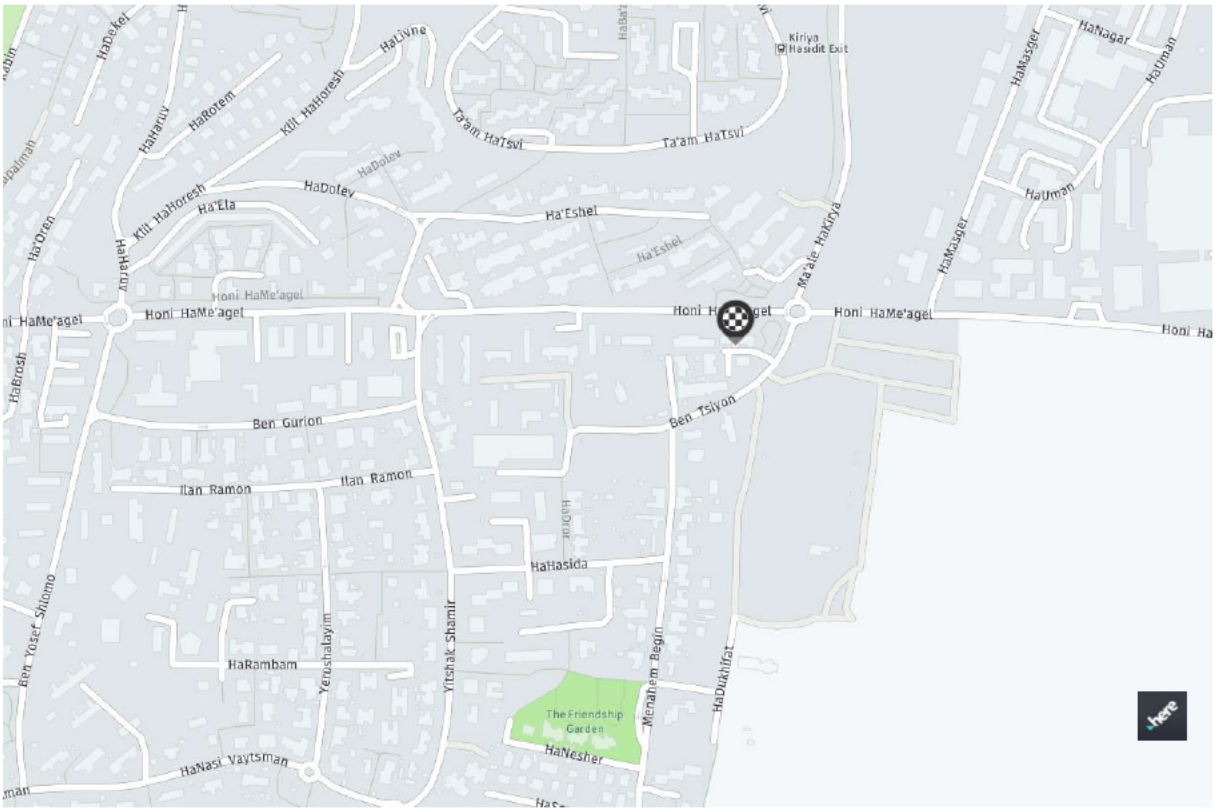

概況

市場は月曜日のみ 07：00 から 13：00 まで営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同市住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.5.　ツファット市場

場所

1 Jabotinsky St., Safed

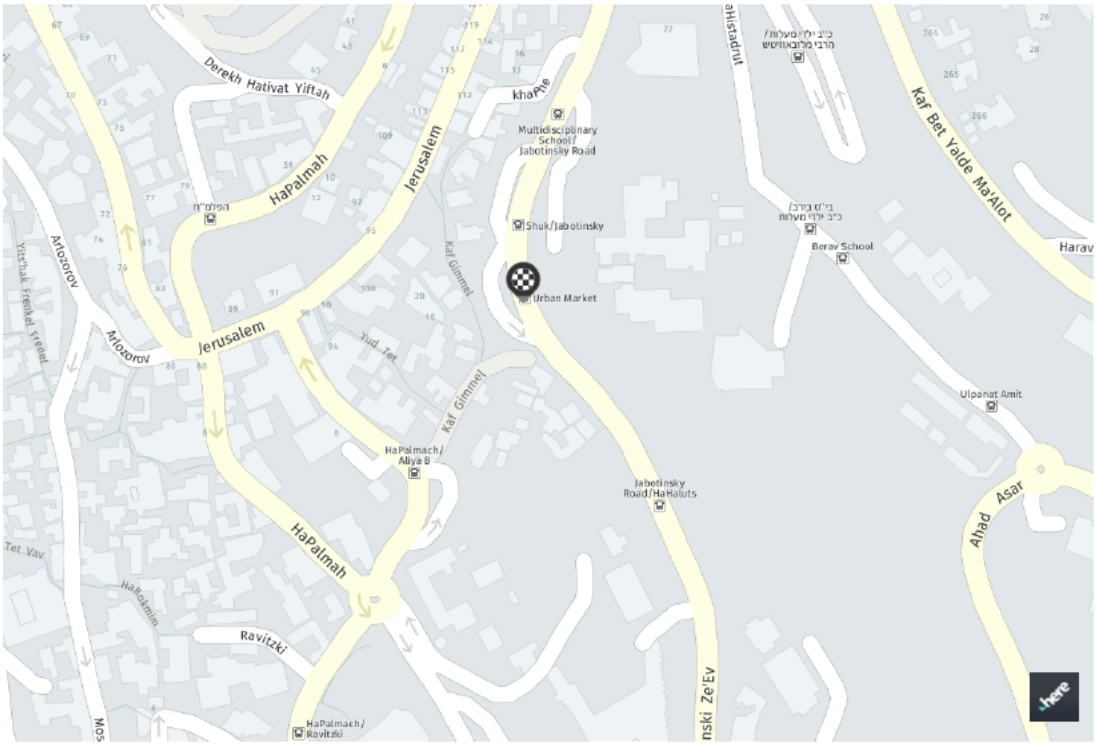

概況

市場はツファットにある。水曜日のみ 06:00 から 16:00 まで営業している。（観光のハイシーズン中に）同市の歩行者天国に模倣品を売るスタンドが並ぶ場合もある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同市住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.6. ナザレ・イリト市場

場所

11Gilad St., Derech Haemek, Nazareth Illit

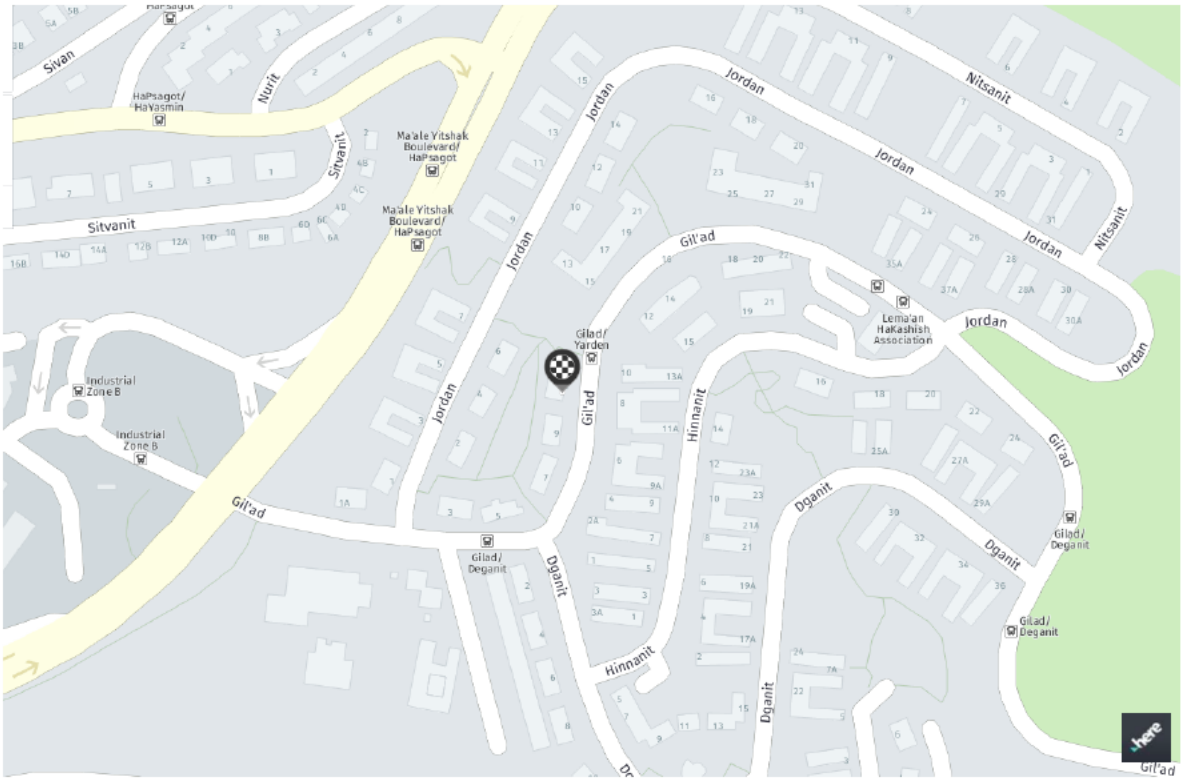

概況

市場はナザレ市を見下ろす町、ナザレ・イリトにある。テントを利用し、月曜日と木曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、靴、バッグ、玩具、砂糖菓子、宝飾品、消耗品

主な来訪者

主に同市住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.7.　ナザレ市場

場所

6129St 1-27, Nazareth

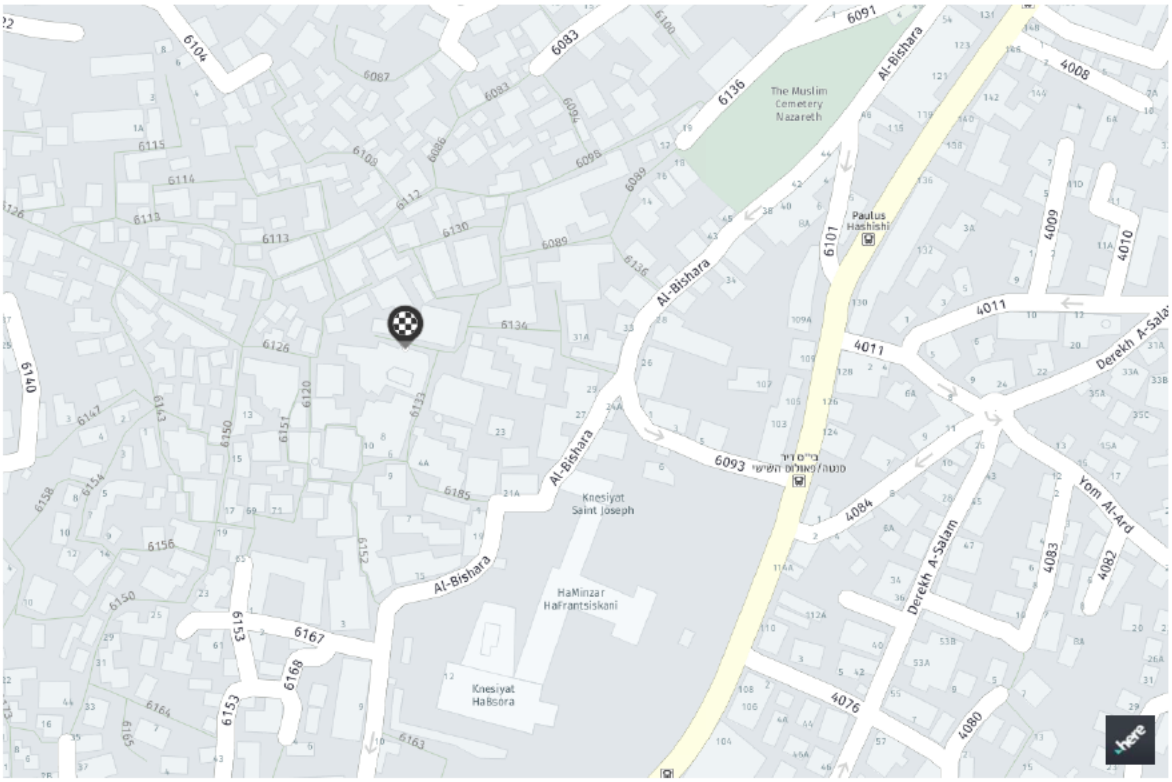

概況

市場は、その住人の大半がアラブ系であるため、「イスラエルのアラブ人の首都」として知られるナザレ市にある。市内中心部、Paul VI 通りにある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

主にアパレル、靴、バッグ、帽子、ベルト

主な来訪者

同市住民と観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.8. ティベリア市場

場所

2 408 St., Tiberias

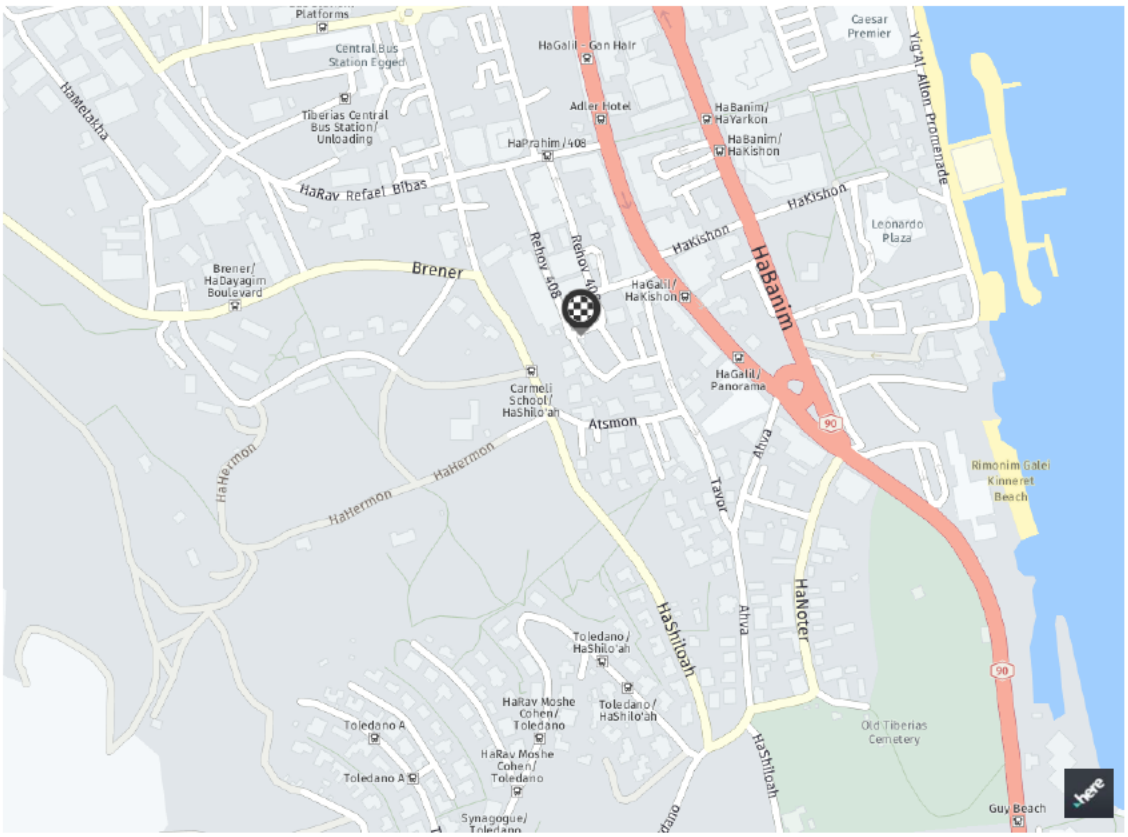

概況

市場はティベリア市にある。毎週火曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、履物、家庭用品、使い捨て食器、携帯電話用アクセサリ、玩具、バッグ、ベルト

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.9. アッコ市場

場所

旧市街の路地。港と Tudela 通りの Binyamin の間にある。

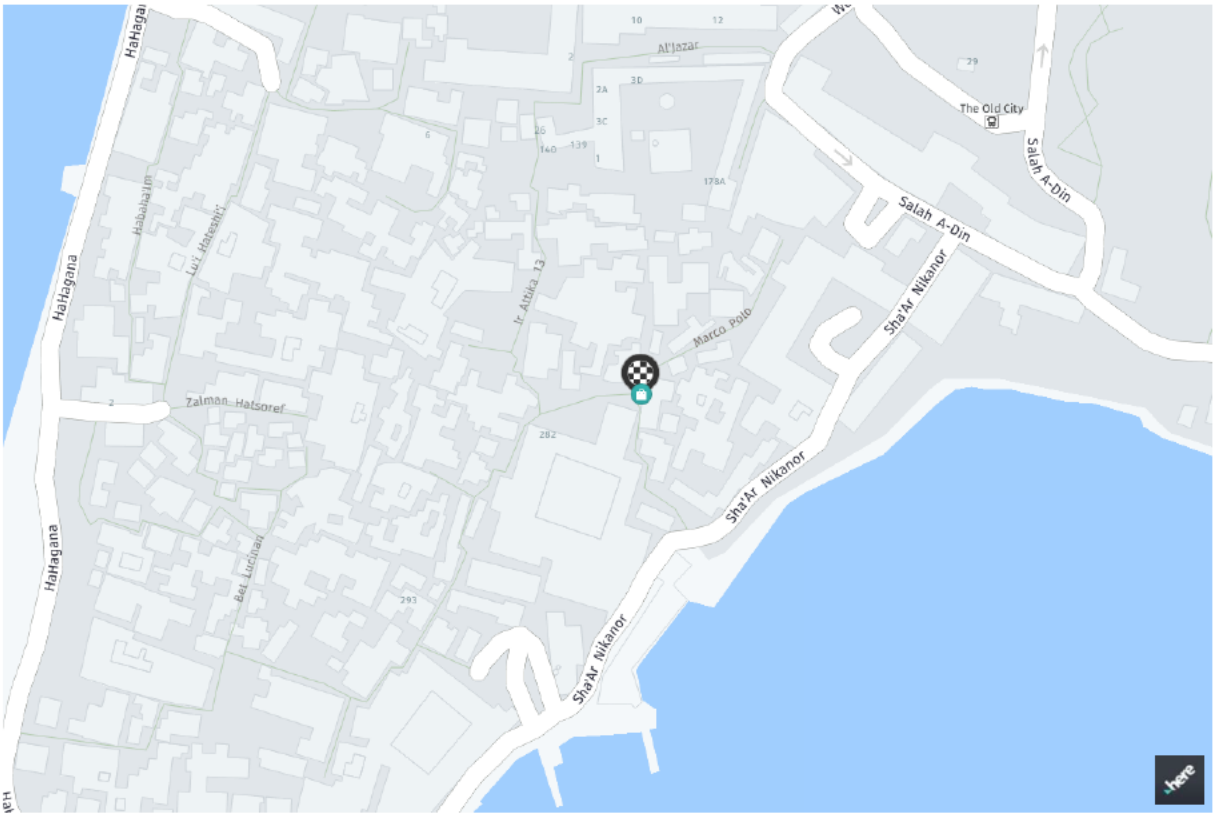

概況
市場は、世界で最も古い都市の一つであるアッコにある。

おおよその店舗数
数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品
アパレルと家庭用品

主な来訪者
同市住民と観光客

警察の活動
警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.10. アイン・ハミフラッツ市場

場所
アッコとケファル・マシュリクの中間地点にあるアイン・ハミフラッツ・ショッピングセンター。

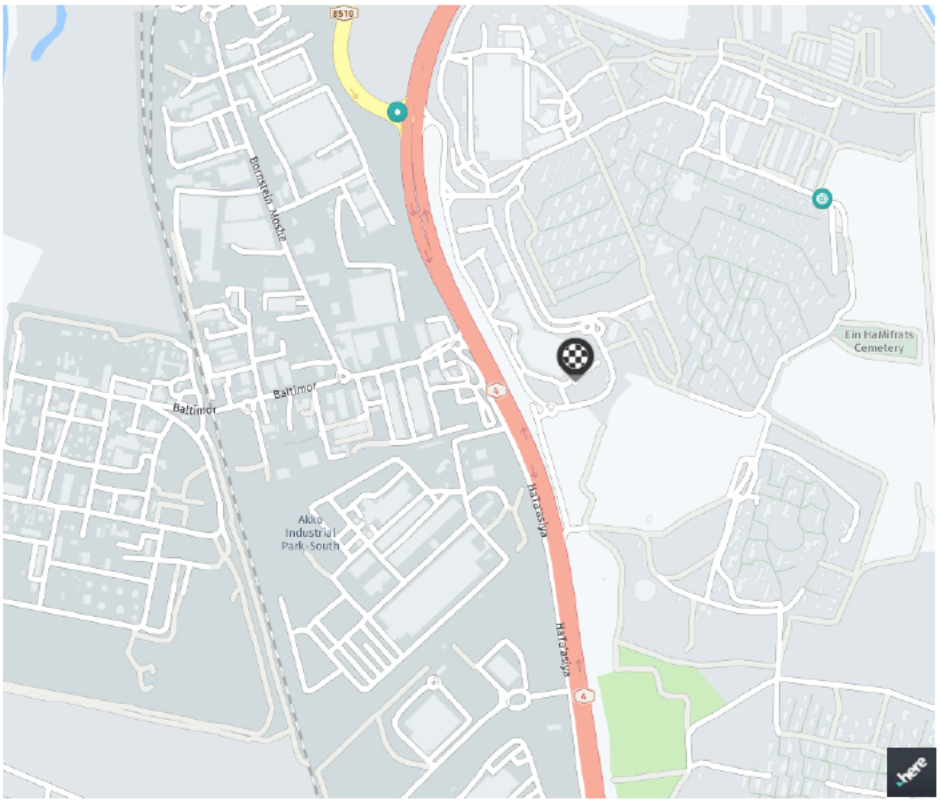

概況

市場は土曜日に営業し、火曜日も営業する場合がある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.11.　ミグダル・ハエメク市場

場所

Harishonim 通りと 5713 番街の間

概況

市場は、人口約 2 万 5,000 人の都市ミグダル・ハエメクにある。木曜日のみ、ネットで部分的に覆われた区域で営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.12.　アフラ市場

場所

1 Hachashmal St. Afula、アフラ市の東部にある新しいゾーニング複合施設にある

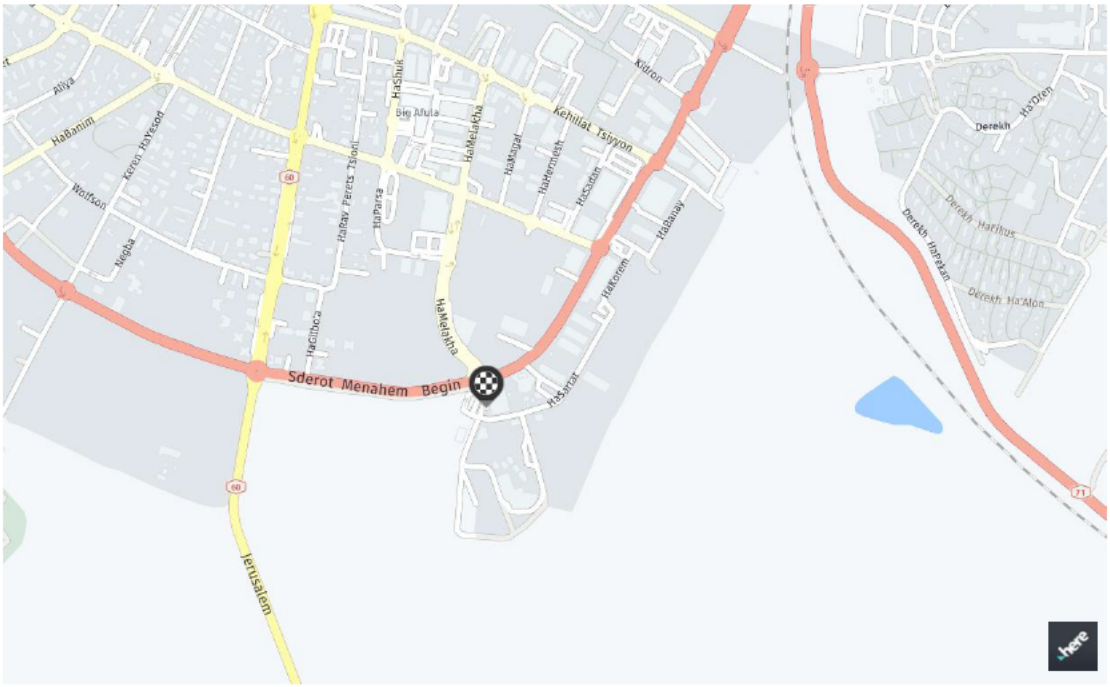

概況

市場はイズレル渓谷の人口約 4 万 7,000 人の都市アフラにある。月曜日と木曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.2.13. ベト・シェアン市場

場所

19Yerushalayim Habira St., Beit Shean

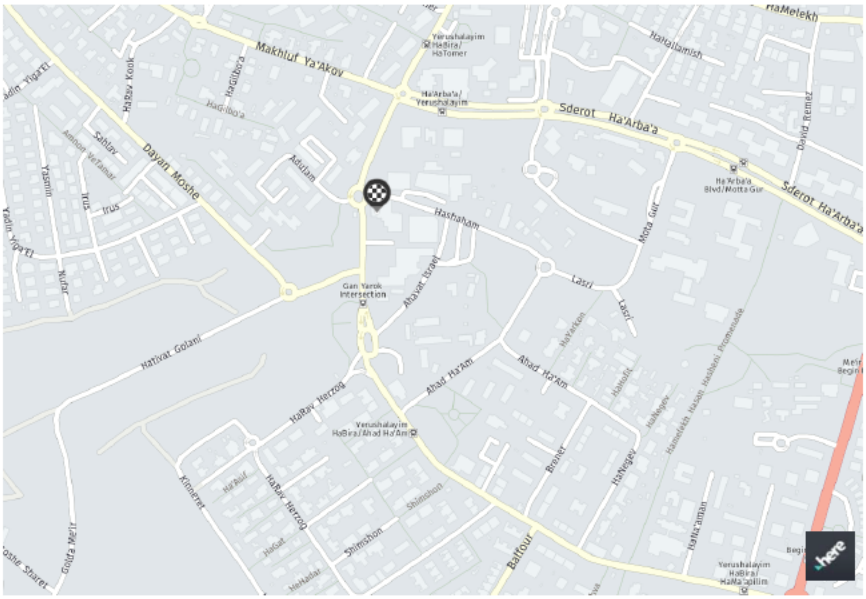

概況

ベト・シェアン市場は市中心部、エルサレム通りの近くにある。月曜日と木曜日の 08：00 から 19：00 まで営業している。 将来的には新しい都市市場を建設し、広い区域に 100 を超える店舗が立ち並ぶ全天候型の近代的な市場に発展する予定である。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

市場は主に同市住民に商品を提供しているものの、同地域の来訪者や観光客も集まる。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3. イスラエルのハイファ地域

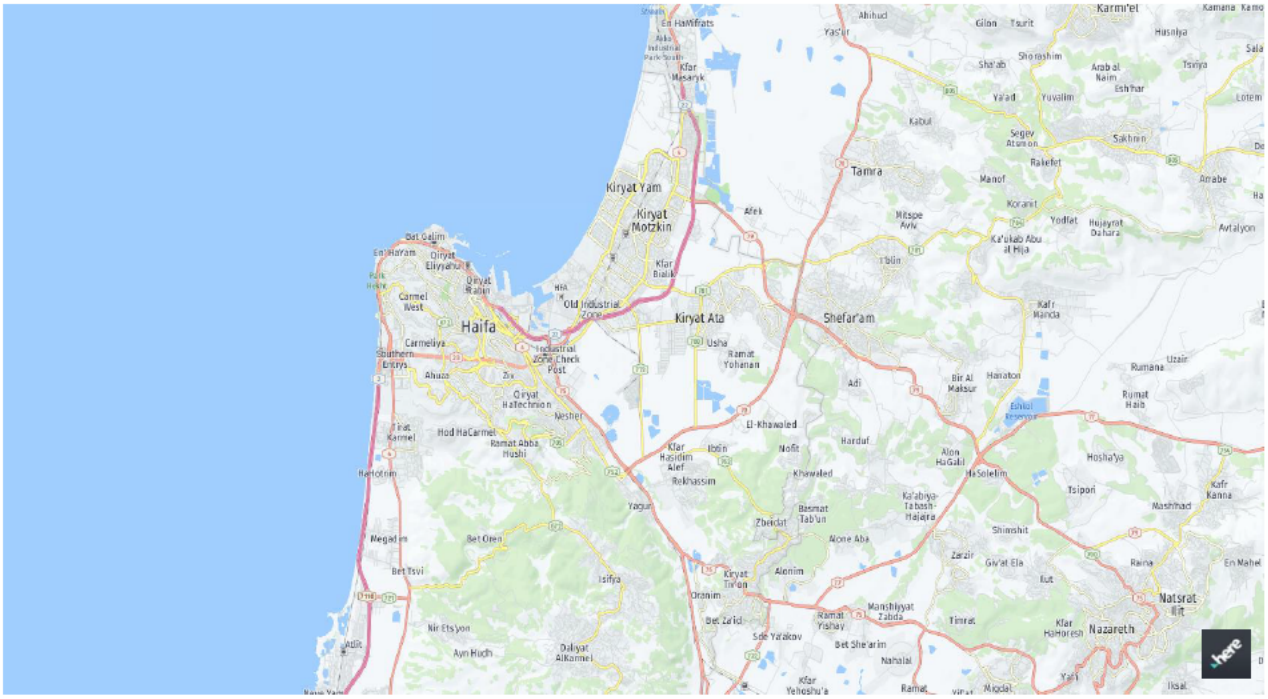

6.3.1. キリャト・アッタ市場

場所

Hagvura 通りにある複合商業施設

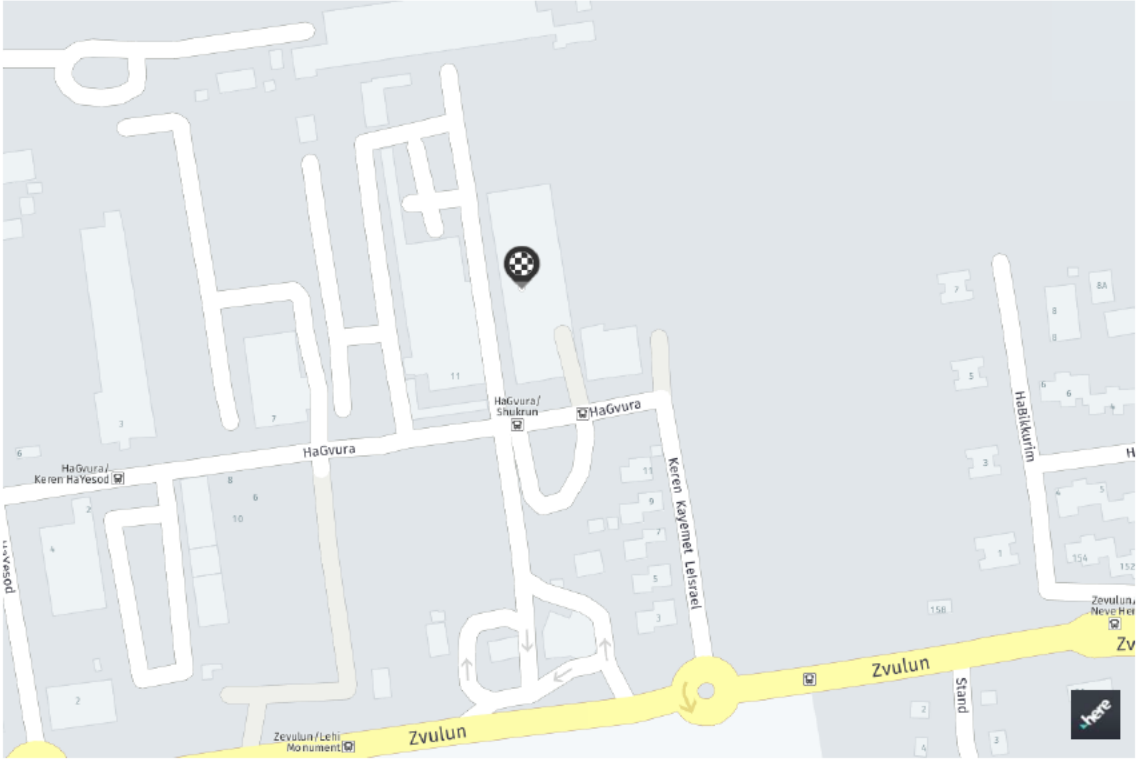

概況

市場は、人口約 28 万人、イスラエルで三番目に大きい都市であるハイファにある。比較的小さな市場である。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、履物、生活雑貨、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3.2. タルピオット市場

場所

Sirkin St., Hadar neighborhood, Haifa

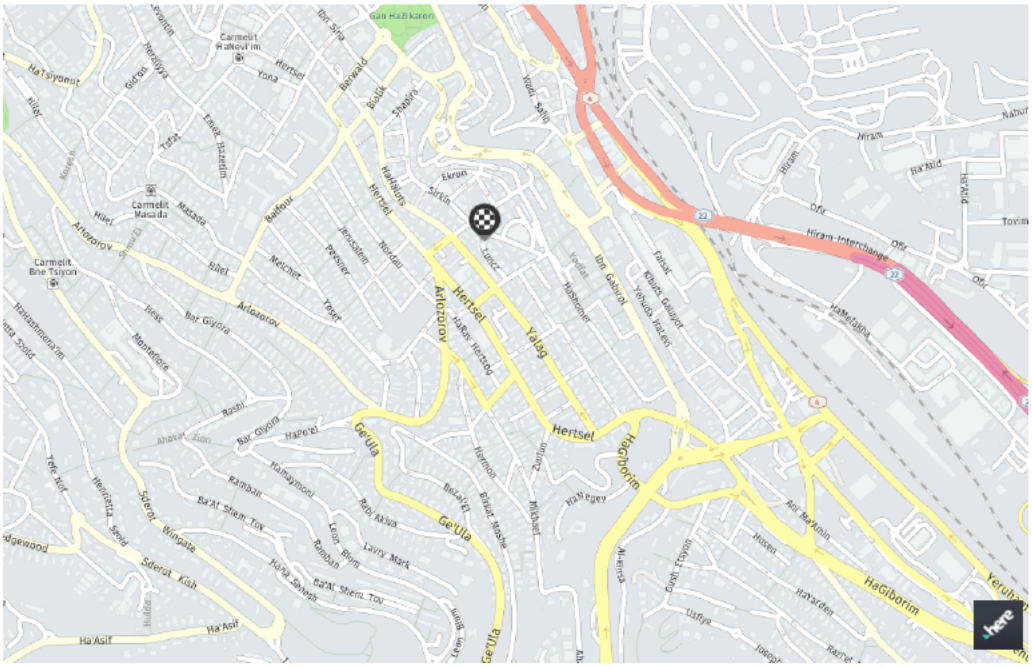
Hertsel
Ge'Ula
Yalag
HaGiborim
Ardozorov
Hiram Interchange
Sirkin
Ekron
Carmelit Masada
Carmelit Bne Tsiyon
Carmelit HaNevi'im
Ha'Asif
Sderot Kish
Wingate
Ba'Al Shem Tov
Rabi Akiva
Lavry Mark
Bar Giyora
Hapo'el
Hanbayomi
Rambam
Ben Gabirol
Kikar Gallipoli
Ha'Nagev
Hermon
Zaytun
Bikkur Hashe
Bikkur
Hashemer
Hosen
HaYarden
Ari HaAtsin
Dusk Tsyon
Dafnya
Alkonia
Tsafrir
Tsofiya
Ha'Nadiv
Hiram
Ofir
Tovim
Hatsiyonot
Hiler
Gideon
Herzliya
Tsfat
Emek Hazeitim
Baltour
Jerusalem
Perahim
Nordau
Melchet
Tsiyon
Izhel
Hesx
Bar Giyora
Ramatzhmonaim
Bazelet
Rabbi
Yefe Ayit
Henrietta Szold
Sderot
Hadgewood
Ha'Asif
Hulda
Ha'Shaish
Ba'Al Shem Tov
Lavry Mark
Luria Bloom
Rambam
Rabi Akiva
Bar Giyora
Hanbayomi
Ramban
Ba'Al Shem Tov
Ge'Ula
Ge'Ula
Ge'Ula

模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、そして主に果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3.3. ヘルツェル通り市場

場所

ヘルツェル通り

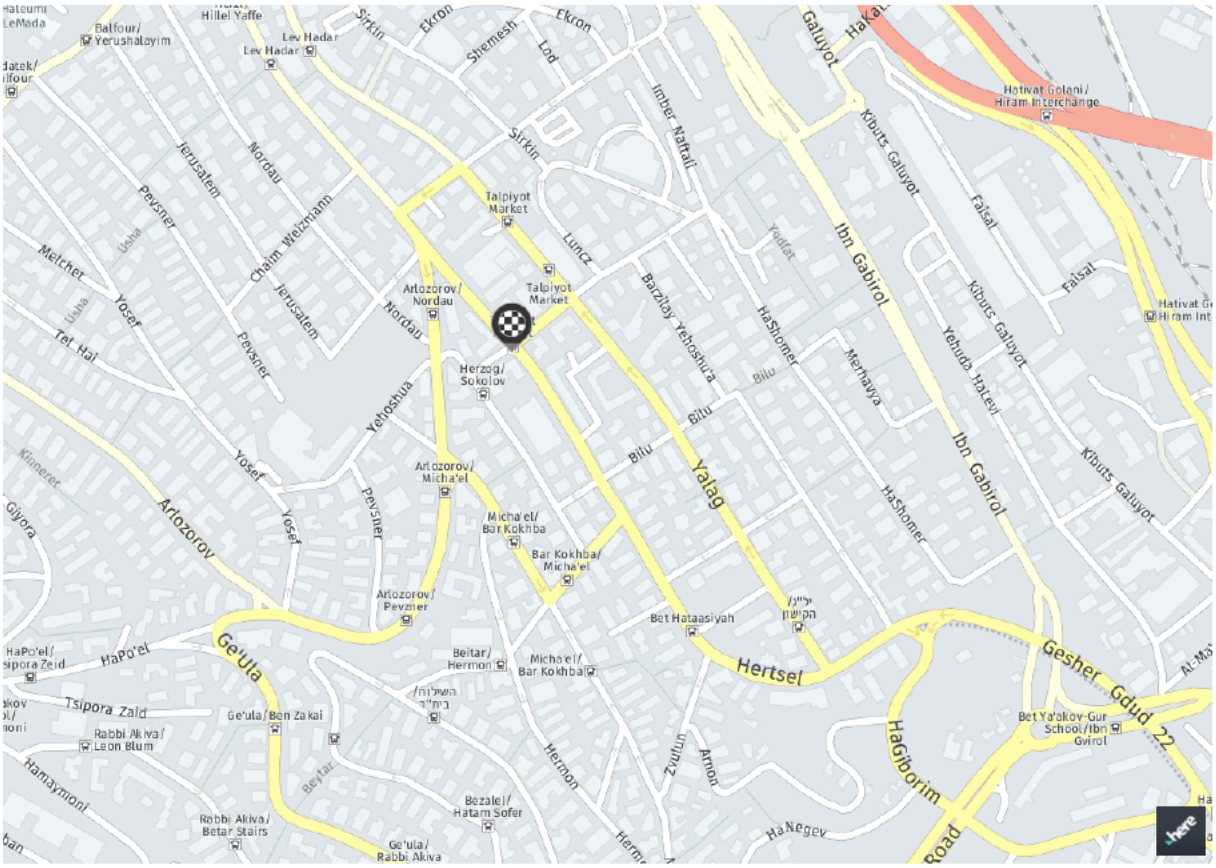

概況
ヘルツェル通り沿いに店舗が並んでいる。

おおよその店舗数
数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品
衣料品、携帯電話アクセサリ（主にスマートフォンのケーブル、充電器）、模倣品に並べる形で真正品も販売している。

主な来訪者
主に同地域の住民

警察の活動
警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3.4. インデペンデンス通り市場

場所
インデペンデンス通り

概況

かつては主に模倣品の音楽及び映画 CD が販売されていた。現在では靴屋が並び、またゲーム機も販売している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

電子機器、主にゲーム機

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3.5.　ワディ・ニスナ通り市場

場所

ワディ通り、セントジョンズ通り、そして最寄りの路地

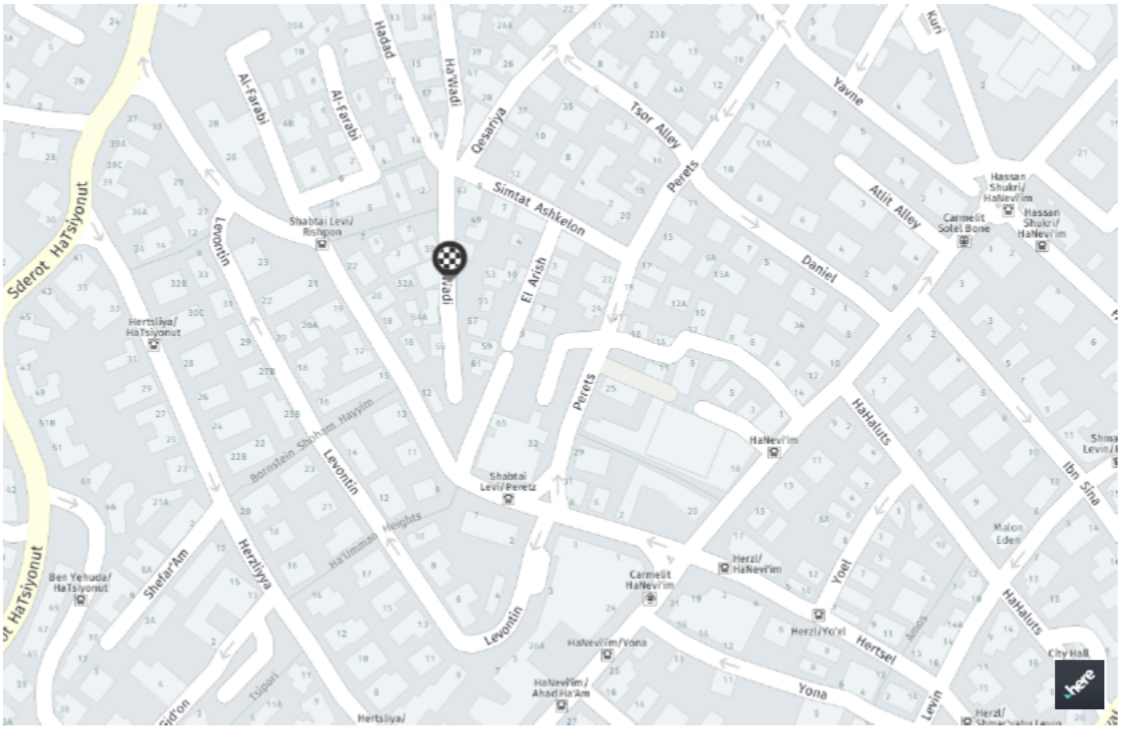

概況

市場は毎日営業しているものの、一部の店舗が日曜日に休業する。ワディ・ニスナスでは、三大宗教のお祭りであるハヌカ、クリスマス、ラマダンを記念する「祭日の祭日」祭りが毎年開催されている。祭りの期間中は様々な文化的及び芸術的な催しが行われる。

おおよその店舗数

模倣品を販売する店舗を見かける場合がある。

主な販売品

衣料品及び帽子

主な来訪者

観光シーズン中にイスラエル国内外からの観光客、それ以外の時期は地元住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.3.6. ダリヤット・アル-カルメル市場

場所

ダリヤット・アル-カルメルの町の東玄関口

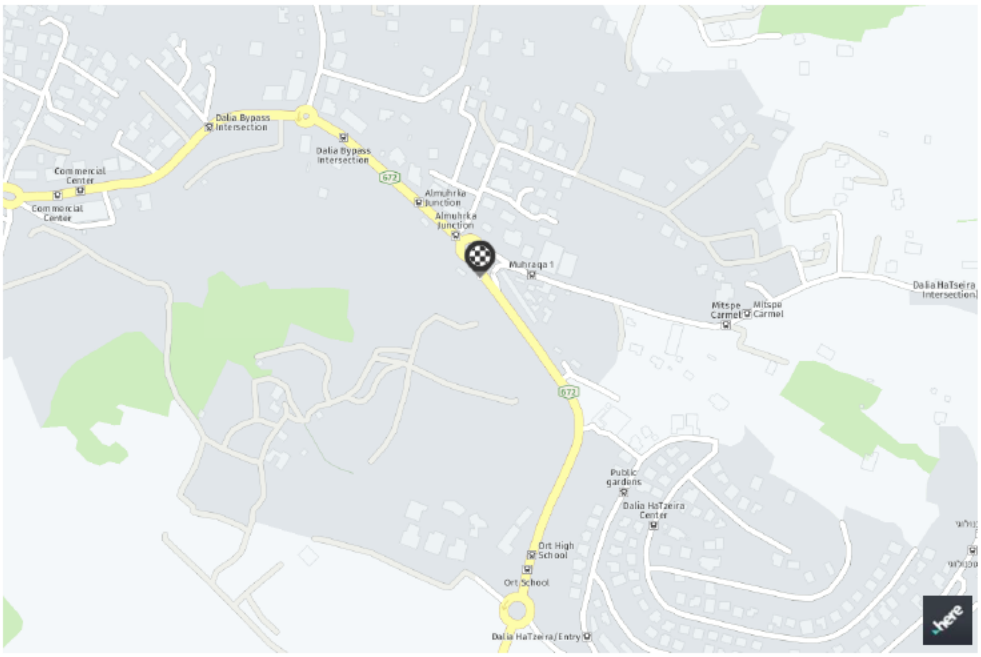

概況

市場はハイファの南東 20 キロ、人口約 1 万 7,000 人のドゥルーズ派の町ダリヤット・アル-カルメルにある。市場には天蓋がないため、雨天の日を除く土曜日の 07:00 から 16:30 まで営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

3.6.7. バルタア

場所

バルタア村の中央通り沿い

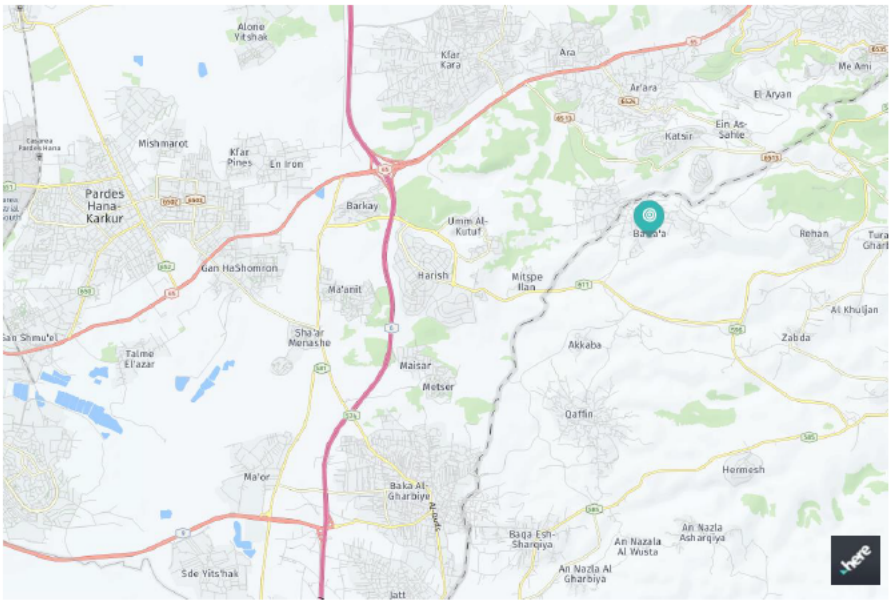

概況

Nahal Iron 地区のアラブ人居住区で、その西半分がイスラエル国内、東半分がパレスチナ自治区内にある。こうした立地条件のため、同地区は模倣品の密輸に利用されている。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、この市場は大量の模倣品が販売されていることで知られる。

主な販売品

タバコ、衣類、ガス気球、文房具など

主な来訪者

主に現地の業者

警察の活動

村のイスラエル側では捜索と差押えが行われているものの、軍の協力により村のパレスチナ側でも行われる場合がある。バルタアのパレスチナ側はそれほど治安が良くないため、現地の法執行職員を同伴せずに訪問することは推奨できない。

6.3.8. ハデラ市場

場所

Herbert Samuel 通りと Gordon の通に挟まれたロスチャイルド大通り沿い

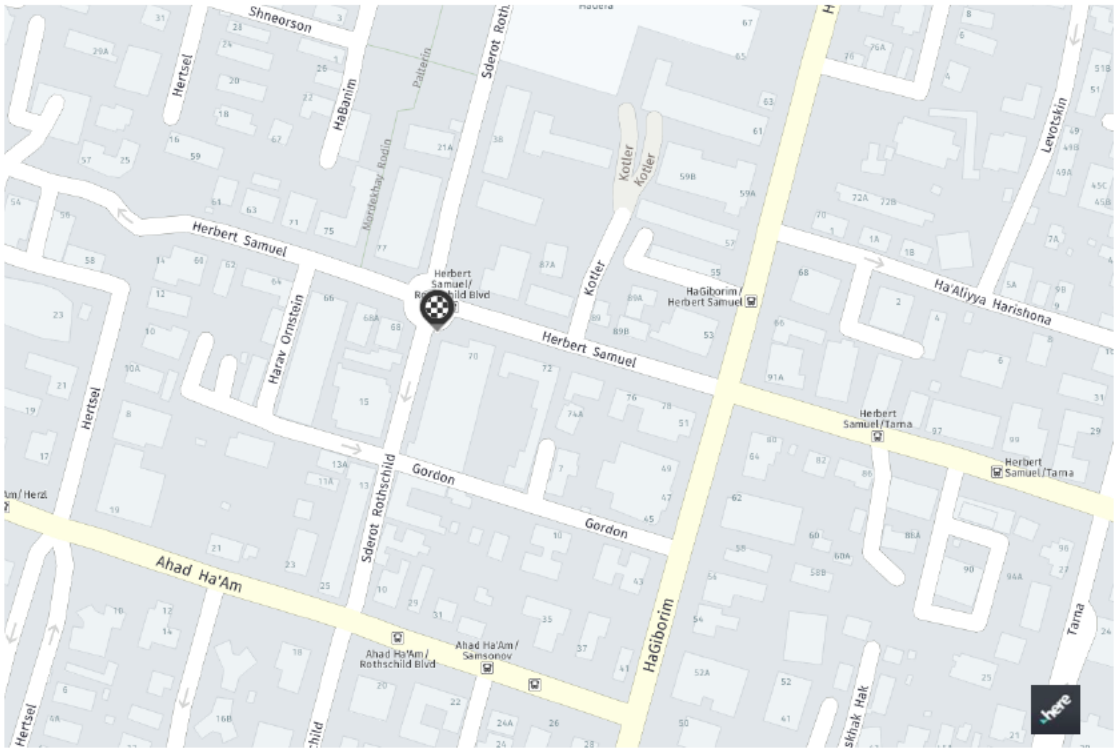

概況

市場は人口約 9 万 1,000 人のハデラ市にある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

主に果物及び野菜、一部に台所用品及び家庭用品

主な来訪者

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4. イスラエル中央地域

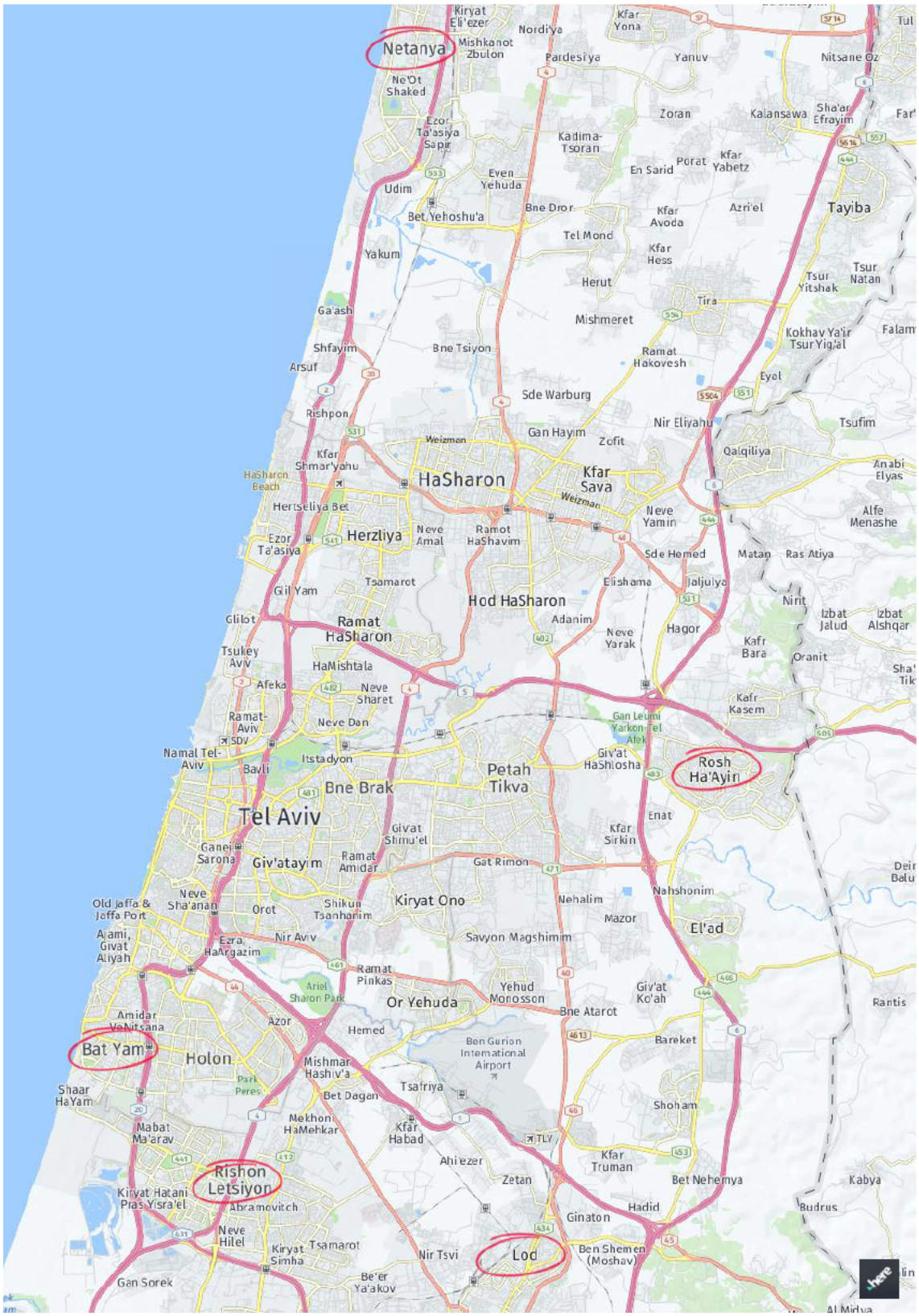

6.4.1. ネタニヤ市市場

場所

Yahalom St.

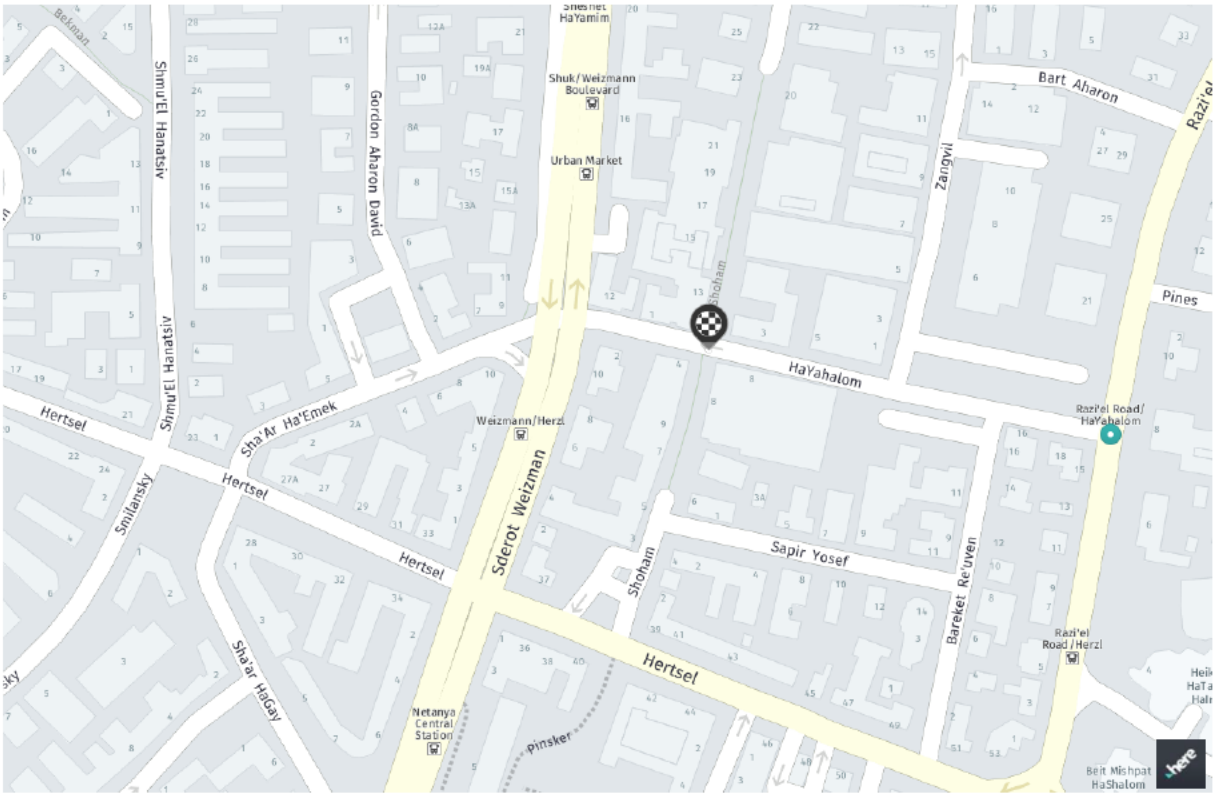

概況

市場は約 15 万人の人口と人気のある観光リゾートを擁するネタニヤ市にある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

主に果物及び野菜、一部のアパレル、時にはタバコ

主な来訪者

住民のみ

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.2. ネタニヤ市場

場所

K. Eliezer 工業区域（「旧工業区域」）、Haazorim 通りと Hamasger の角。

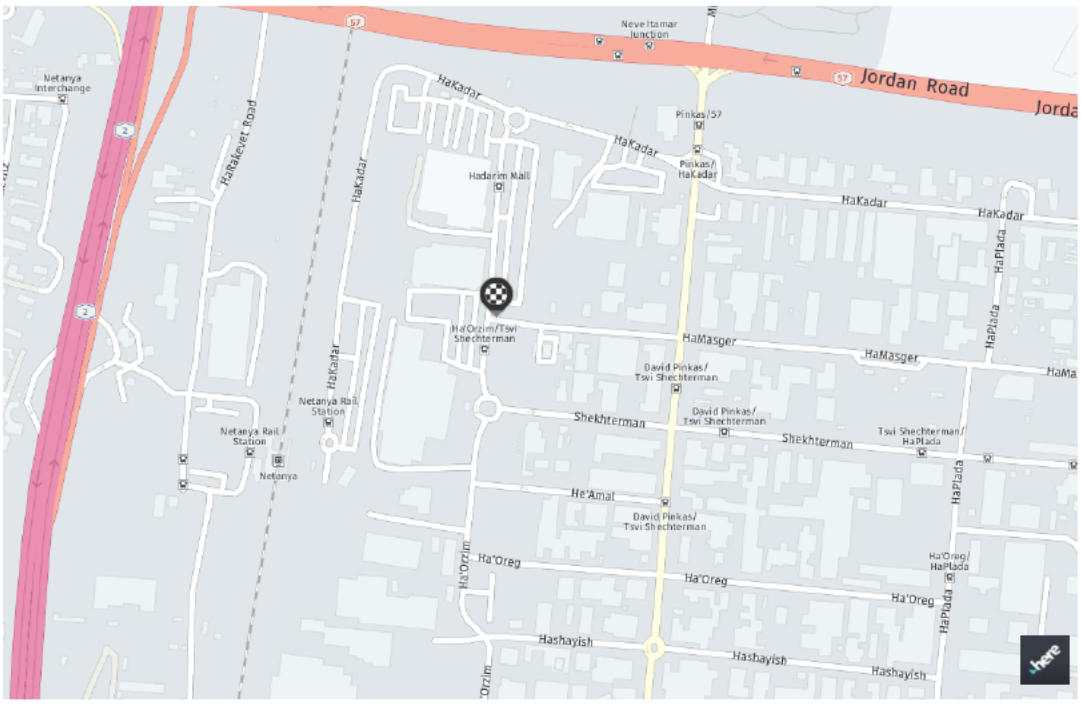

概況

市場は約 15 万人の人口と人気のある観光リゾートを擁するネタニヤ市にある。市場は火曜日と金曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、果物及び野菜

主な来訪者

周辺住民と地区からの来訪者

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.3. ラムラ市場

場所

ラムラ市、Jabotinsky 通りと Herzl 通りの角

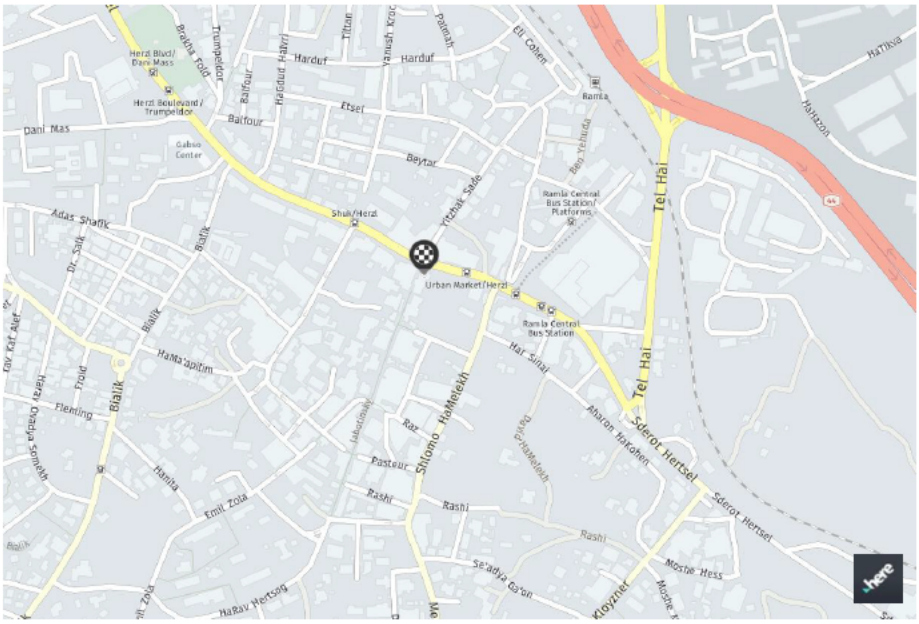

概況

市場は人口約 7 万 5,000 人のラムラ市にある。青果市場として毎日運営されている。水曜日には通りの反対側にさまざまな商品が並ぶ大きな市が開かれる。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで

模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.4. ロード市場

場所

Rabbi Herzog 通り

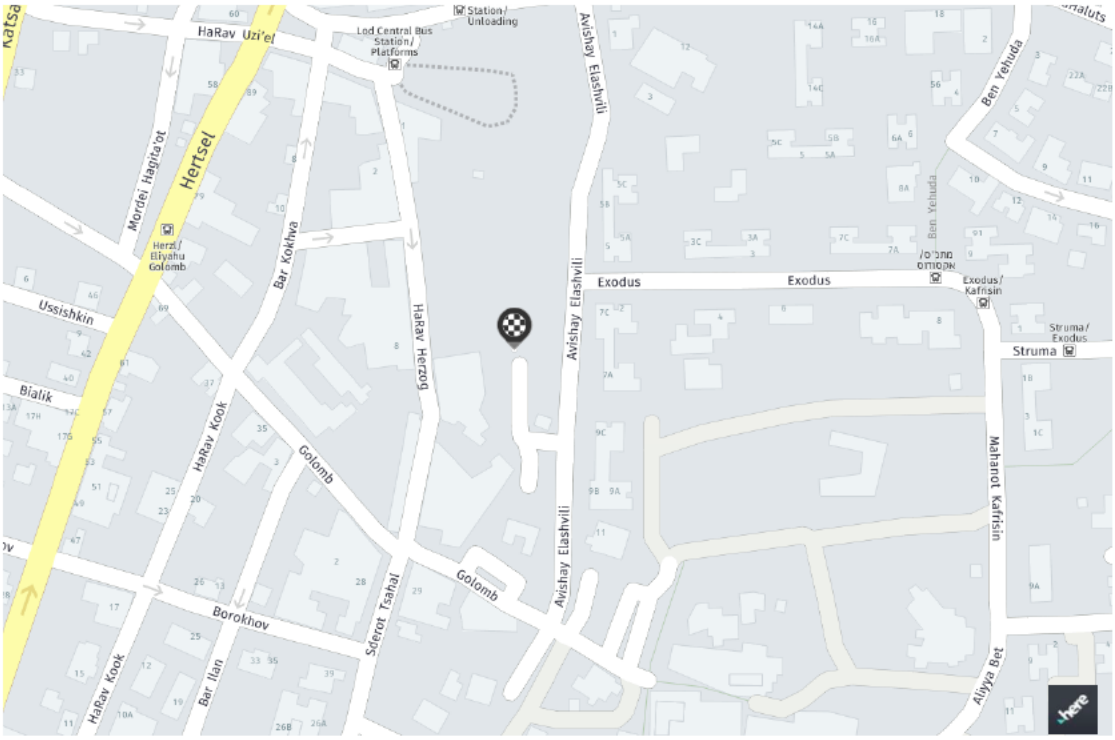

概況

市場は人口約 7 万 3,000 人のロード市にある。金曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.5. ティーラ市場

場所

ケファル・サバ市へと向かう同市の玄関口にある。

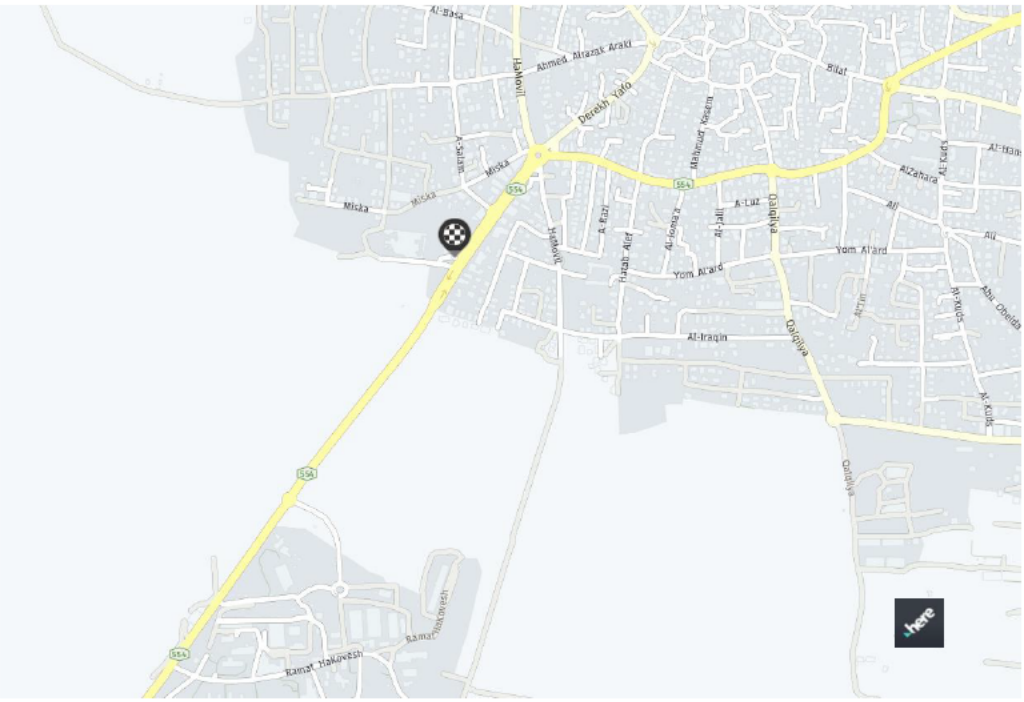

概況

市場は人口約 2 万 5,000 人のティーラ市にある。土曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

正確な数は不明なものの、幾つかのスタンドで時に模倣品を販売している。

主な販売品

アパレル、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

（イスラエルにおける公式の休業日である）土曜日に営業する唯一の市場であるため、大半は同地域の住民であり、かなり賑わっている。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.6.　リジョン・レジオン市場

場所

Naftali Palatin 最寄りの Moshe Levi 通り

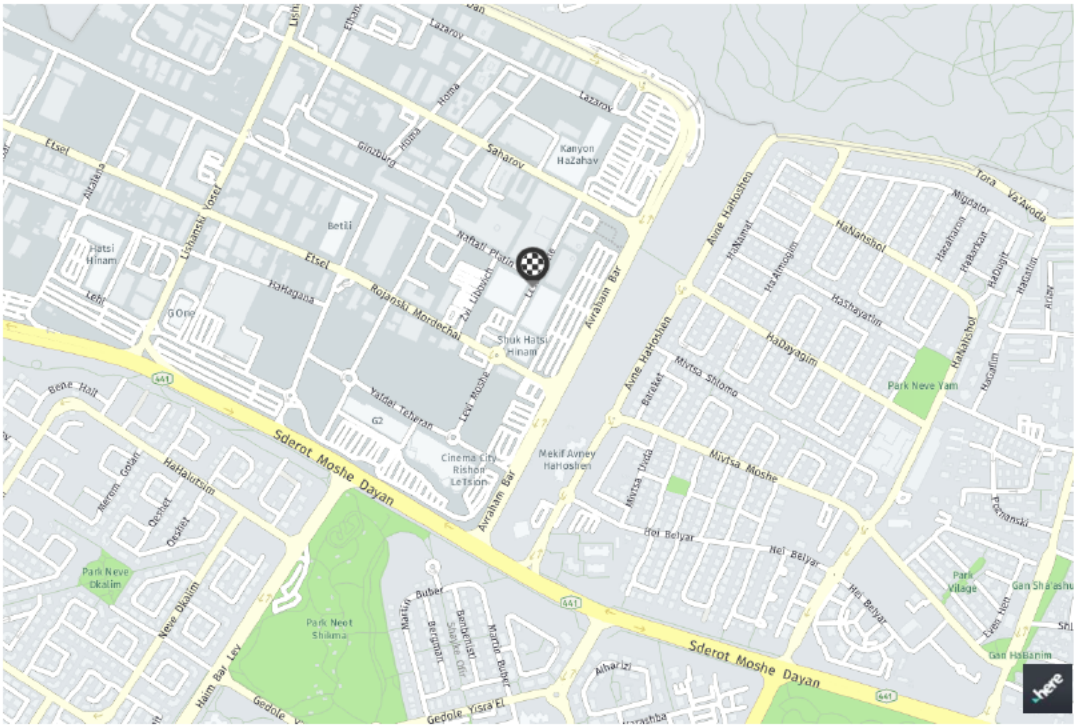

概況

この市場は人口約 24 万 7,000 人、イスラエルで 4 番目に大きい都市リジョン・レジオンにあり、1880 年代に形成された。火曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.7. TOMASIN 市場

場所

Moshe Becker 通り最寄りの Freiman 通り、自動車コンピュータ検査所の後ろ

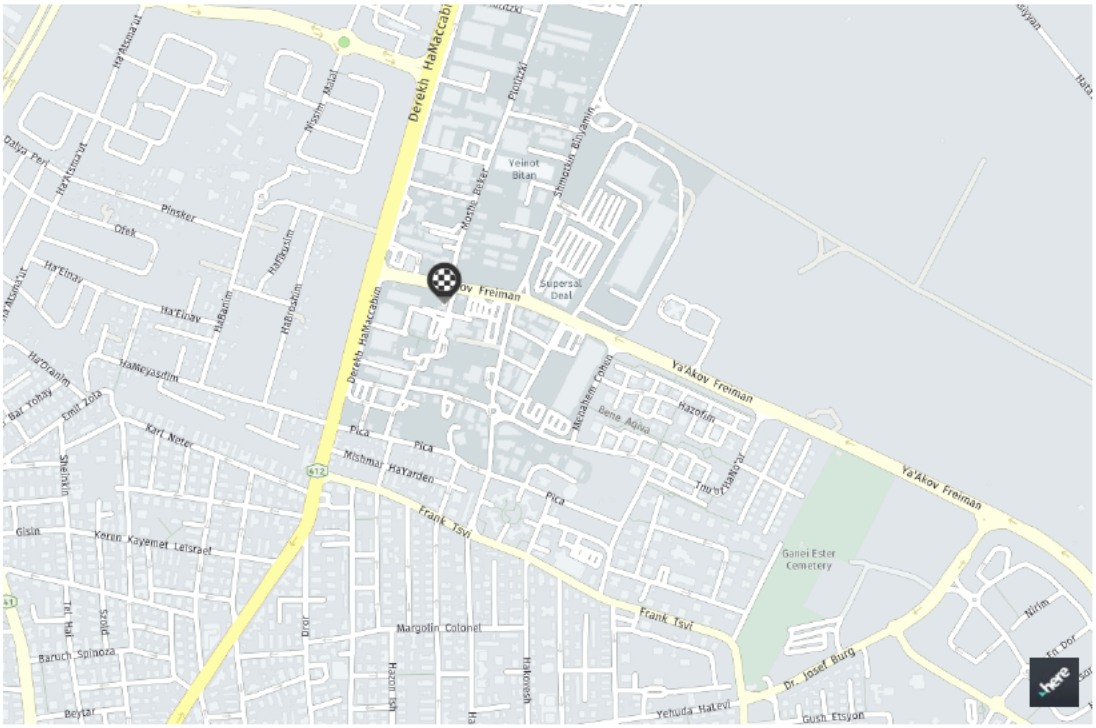

概況

この市場は人口約 24 万 7,000 人、イスラエルで 4 番目に大きい都市リジョン・レジオンにあり、1880 年代に形成された。月曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで

模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

主に家庭用品、パン焼き用品、アパレル

主な来訪者

同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.8. ロッシュ・ハアイン市場

場所

73Yehoshua Bin Nun St., Rosh Haayin

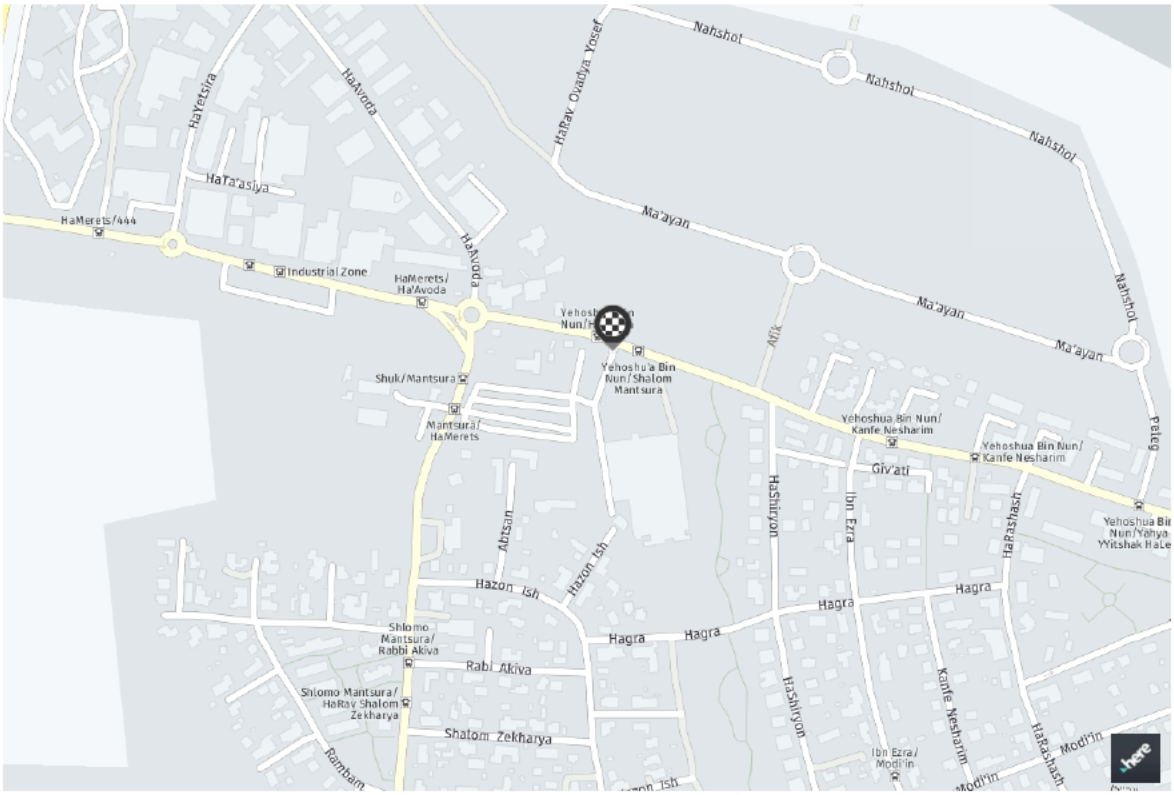

概況

市場は人口約 4 万 5,000 人のロッシュ・ハアイン市にある。金曜日のみ営業している。テントを利用した区域に存在する。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.9. カフル・カーシム市／バーズ（鳥）市場

場所

ロッシュ・ハアイン市に向かう同市西側の玄関口にある

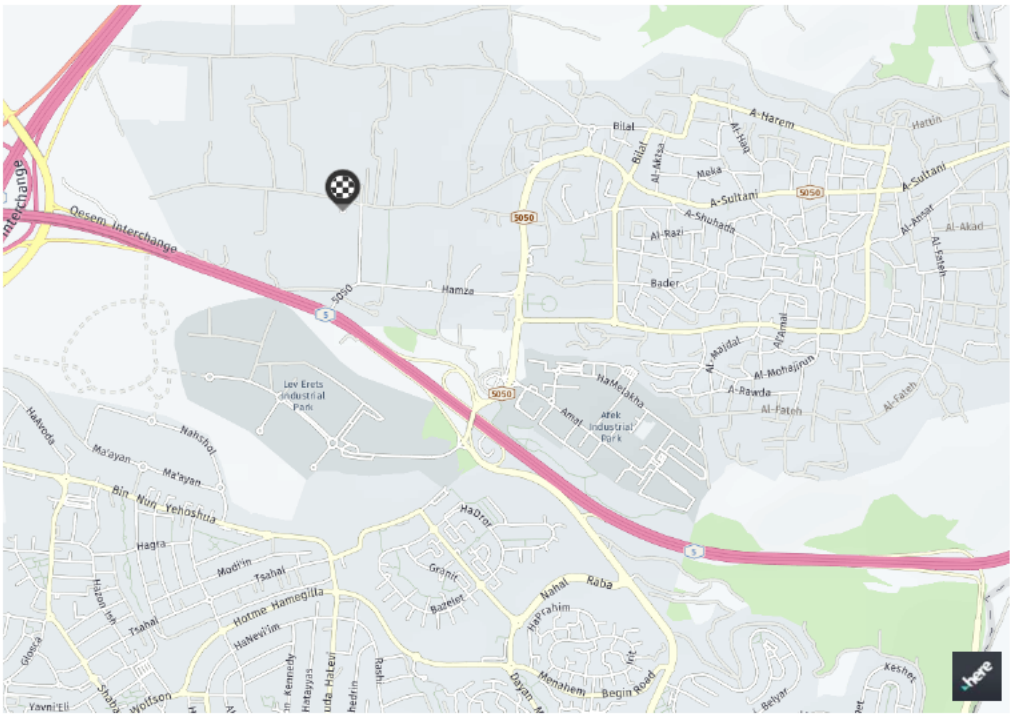

概況

市場は、イスラエルにあるアラブ人の町であり、人口約 2 万 2,000 人のカフル・カーシムにある。かつては動物（主に鳥）のみを売っていたが、現在では他の商品も販売している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

動物用品、アパレル、靴、家庭用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、消耗品、果物、野菜及び砂糖菓子

主な来訪者

主に同地域の住民であるものの、（イスラエルにおける公式の休業日である）土曜日に営業する唯一の市場であるため、かなり賑わっている。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.4.10. バト・ヤム・モール

場所

92Yoseftal St., Bat Yam

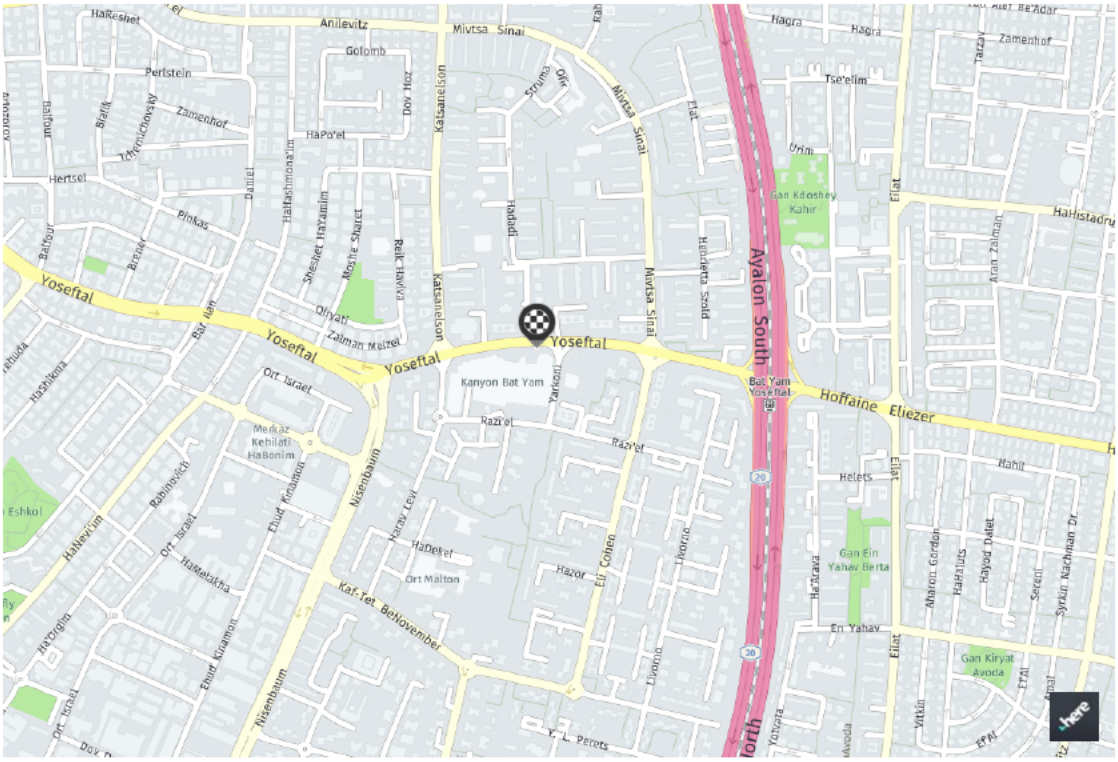

概況

イスラエルの沿岸部、テルアビブのすぐ南にある人口約 13 万人の都市。モールの入り口にあるスタンドが、時には模倣品を販売している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、玩具、携帯電話アクセサリ

主な来訪者

住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5. イスラエルのテルアビブ地域

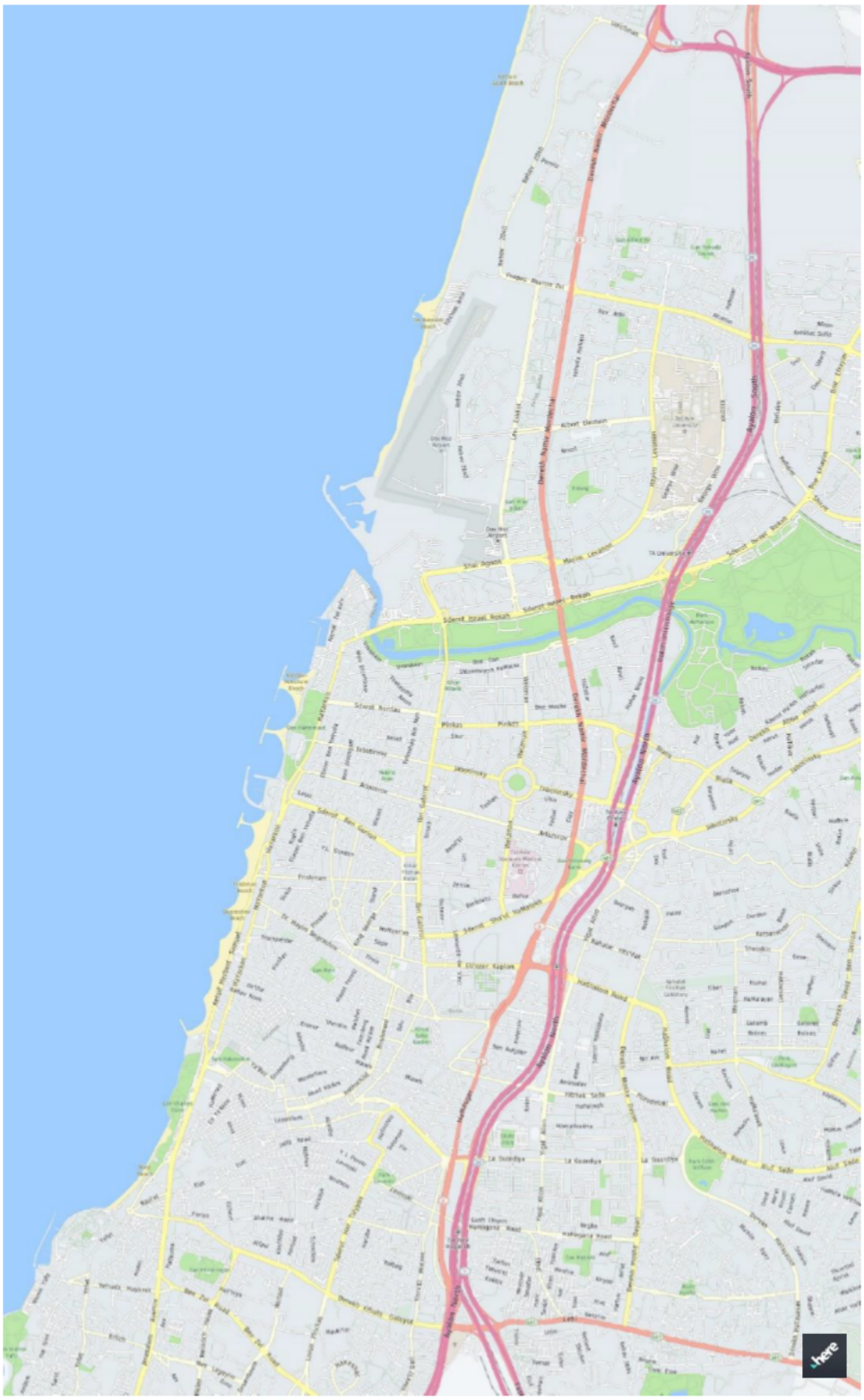

6.5.1. カルメル市場

場所

11HaCarmel St, Tel Aviv-Jaffa 及び周辺の路地

概況

テルアビブ市最大の市場である。ここ数年間で、食品（市場内のレストランと屋台）に力を入れてきた。

おおよその店舗数

正確な数は不明なものの、しかしながら、数十ものスタンドで模倣品を販売している。

主な販売品

アパレル、下着、帽子、ベルト、家庭用品、宝飾品、口腔衛生用品、果物及び野菜

主な来訪者

同市住民、中央地域の全都市からの来訪者、及び観光客。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5.2.　ヤッファ・ノミ市

場所

Olei Zion St., Tel Aviv-Jaffa

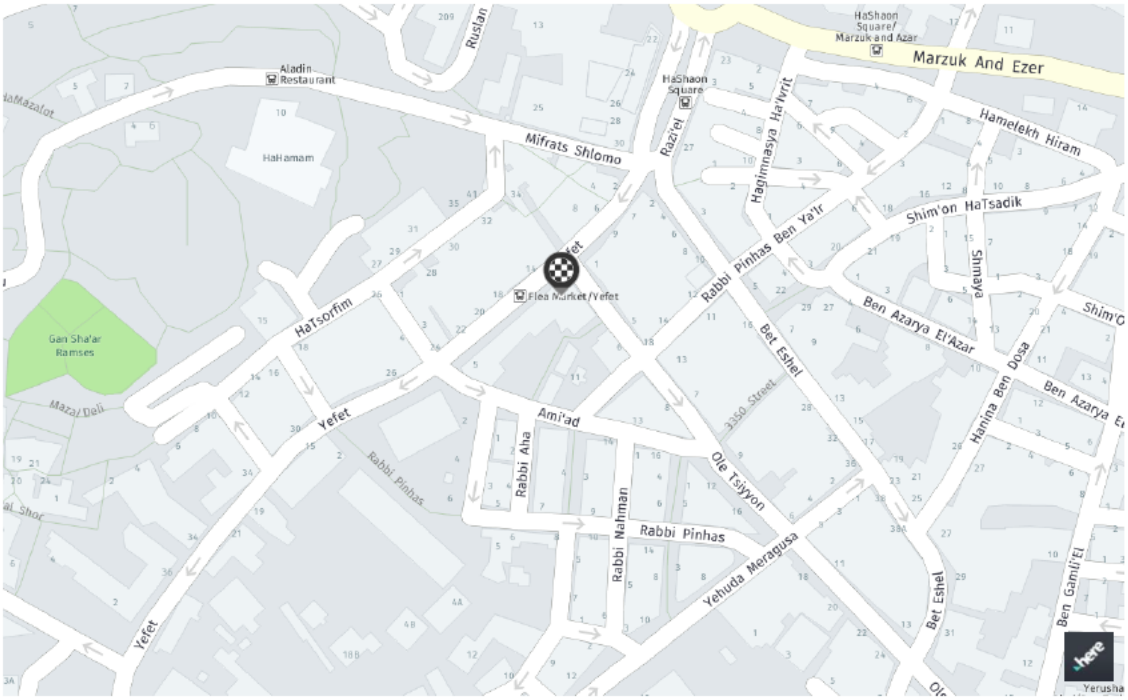

概況

市場は、現代のテルアビブへと発展した古代の港町ヤッファにある。過去数年間に、レストランや屋台が市場に開店した。

おおよその店舗数

時にスタンドのいずれかで模倣品が見つかる場合がある。

主な販売品

中古品、並びにアパレル、宝飾品、家具

主な来訪者

同市住民、中部地域からの来訪者、及び観光客

警察の活動

捜索と差押えが行われる場合がある、しかしながら、模倣品が押収された場合でもその数量はわずかにとどまるケースが大半である。

6.5.3. 中央バスステーション

場所

108Levinsky Street, Tel Aviv-Jaffa

概況

これらのショップはテルアビブ中央バスステーションにある。複合施設には 1,000 店舗を超えるショップやレストランが並ぶショッピングモールが存在する。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、下着、携帯電話及びアクセサリ

主な来訪者

主に（低社会経済層の）同地域住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5.4. 旧中央バスステーション

場所

Tel Aviv-Jaffa, Northwest Neve Shaanan neighborhood

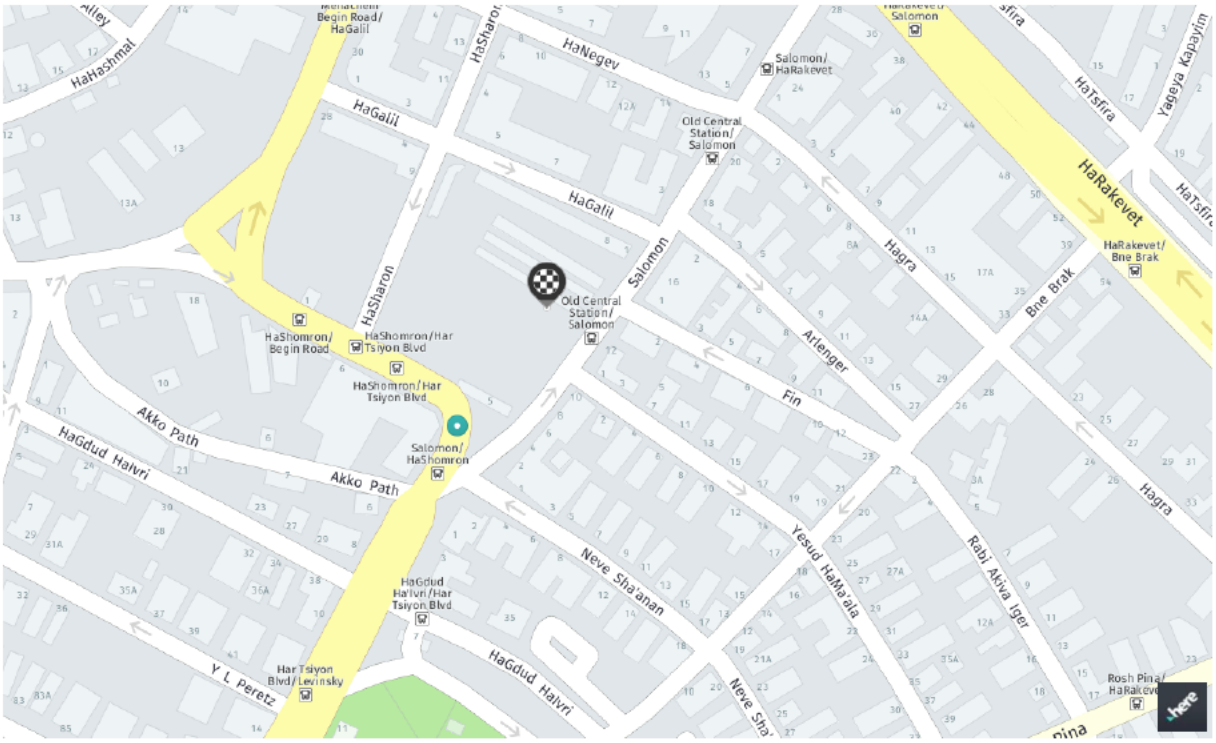

概況

旧テルアビブ中央バスステーションは 1941 年から 1993 年までテルアビブの主要バスステーションであった。同地域には、現在、主にアフリカからの出稼ぎ労働者や難民が住んでおり、商売の大半をこうした人々が行っている。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、下着、携帯電話及びアクセサリ

主な来訪者

主に（低社会経済層の）同地域住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5.5. ハティクヴァ市場

場所

10Hatikva St., Tel Aviv-Jaffa

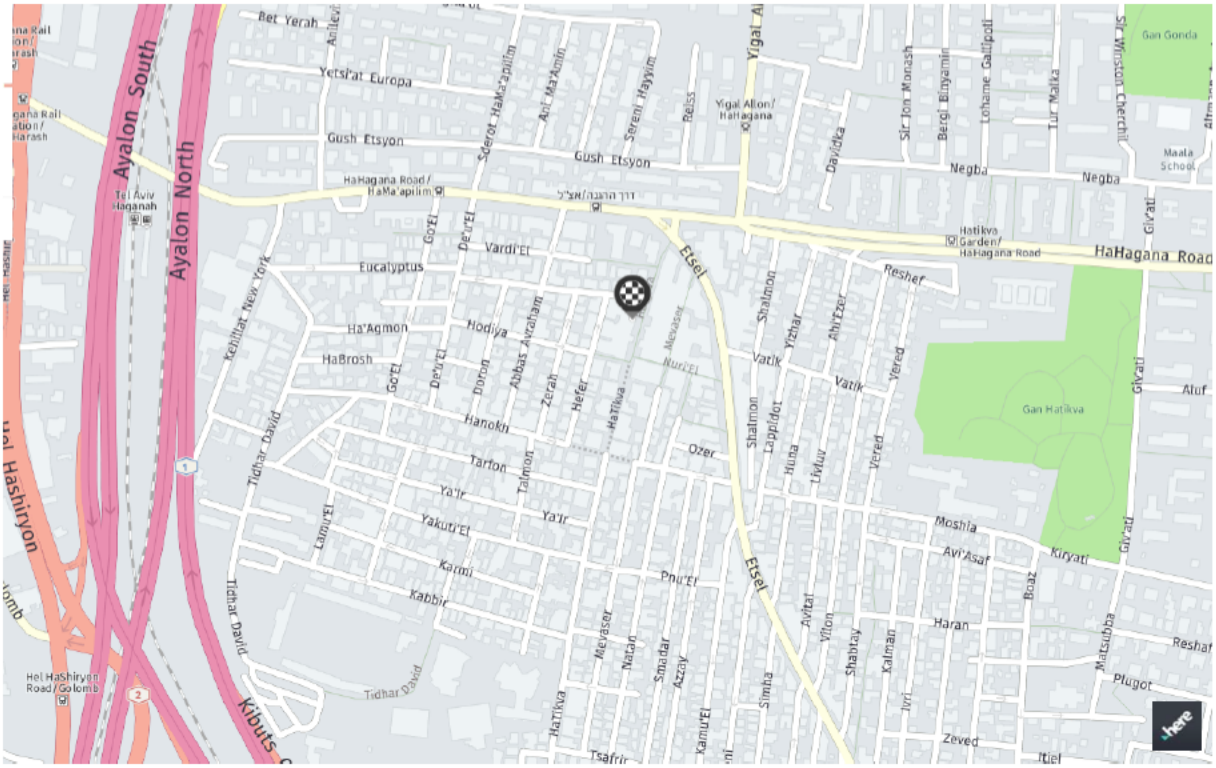

概況

市場は旧ハティクヴァ地区で毎日営業している。民族文化関連の店（イエメンとブルガリア関連の店など）で知られている。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、下着、そして主に果物、野菜、食品

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5.6. アレンビー通り

場所

Tel Aviv-Jaffa、King George 通りと Derech Jaffa の間

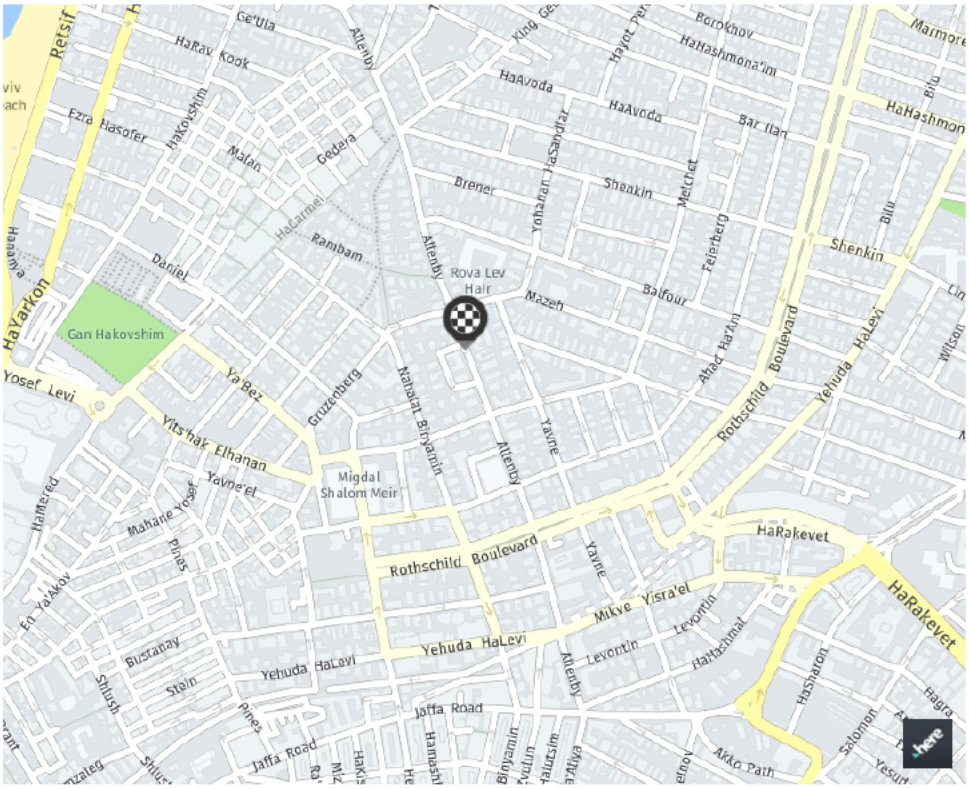

概況

テルアビブの目抜き通りの一つ。通りのこの部分にはアパレルや靴屋が並ぶ。過去には、多くの店舗が模倣衣料品や靴を販売していたものの、今日、模倣品を販売する店はほとんど見あたらない。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル及び靴

主な来訪者

観光客と住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.5.7. テルアビブ南部区域

場所

テルアビブの南部区域（特定できない）

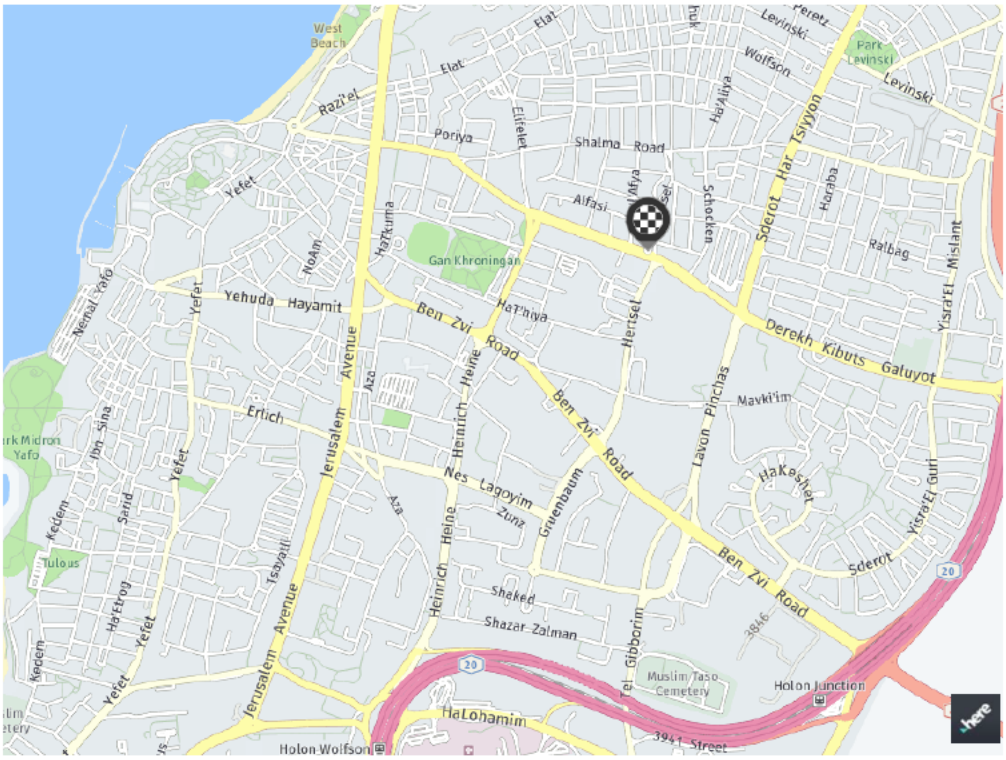

概況

市場ではなく、様々な商品（主に衣料品、玩具、アクセサリ）を輸入し、他の店に卸している多数の卸売業者と中小企業が存在する。これらの企業の多くが模倣品を輸入、販売していることで知られる。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレルと玩具

主な来訪者

小売業者及び卸売業者

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.6. イスラエルのエルサレム地域

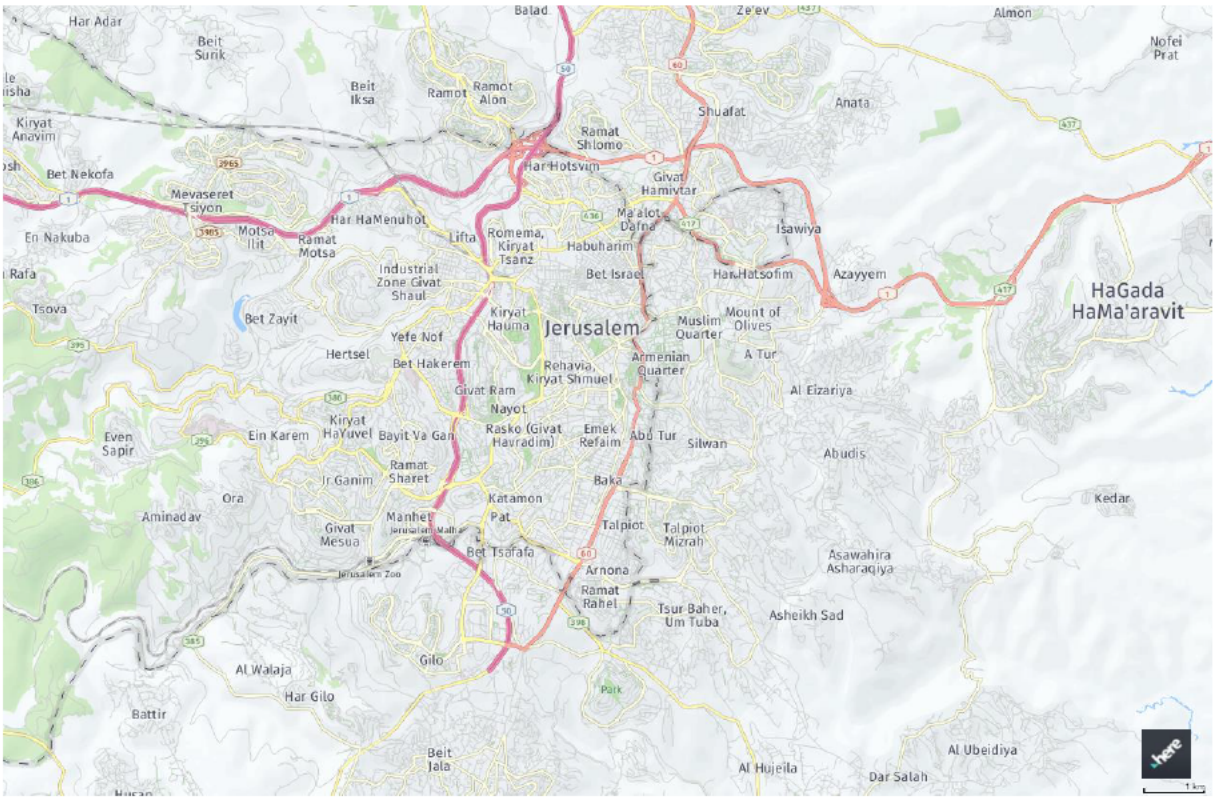

6.6.1. マハネ・イェフダ市場

場所

マハネ・イェフダ市場周辺の Jaffa 通りと Agripas 通りの間

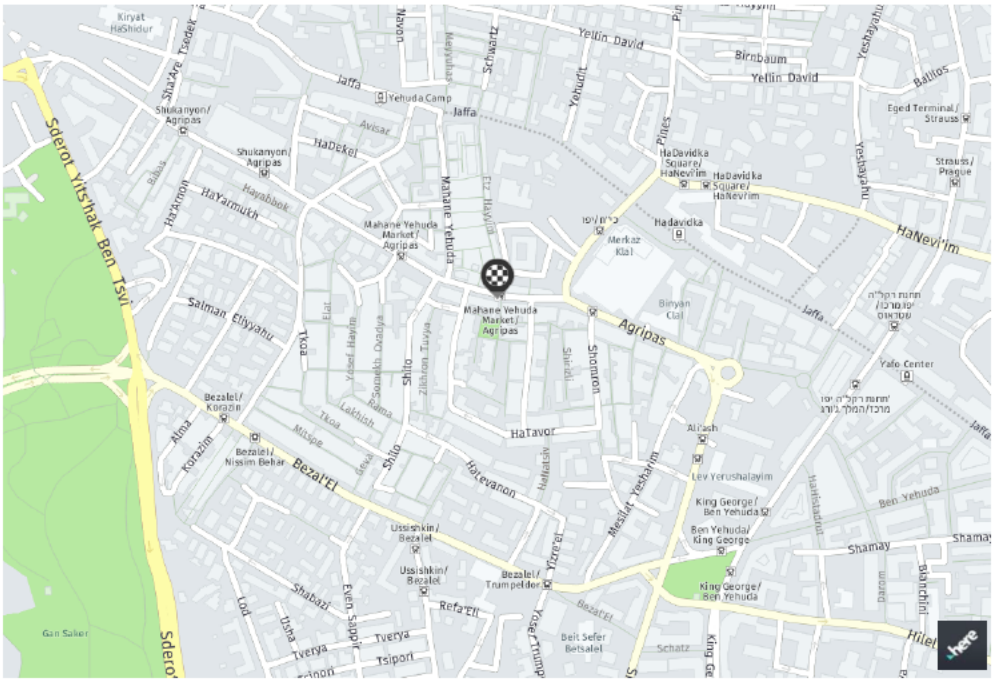

概況

市場は日曜日から金曜日まで営業しており、250 を超える露店商が存在する。この市場は近年、より商業的かつ飲食店寄りになっており、すなわち、今では食材を売るスタンドだけでなく、レストラン、エリートフード・スタンドなどが並ぶようになってきた。アパレル、携帯電話及びアクセサリなどを販売する店がまだ存在する。この市場は夜間も営業している。

おおよその店舗数

一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

果物、野菜、食品及び香辛料、アパレル及び靴、家庭用品、織物、ユダヤ教文献。

主な来訪者

この市場は極めて人気があり(エルサレムで最も人気のある場所の一つになっており)、現地の人々と観光客の間で人気がある。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.6.2. マルハ駅市場

場所

Derech Yitzhak Modai, Jerusalem

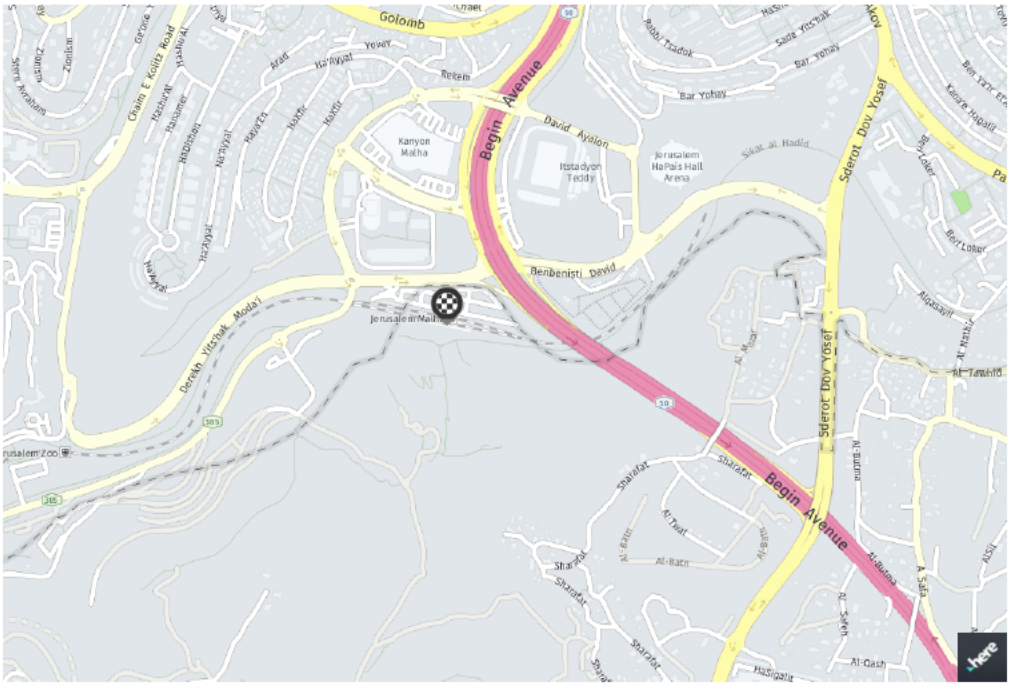

概況

この市場は、エルサレム・ショッピングモールの向かい、エルサレムのマルハの南部近隣地区にあるイスラエル鉄道の主要駅、マルハ鉄道駅にある。月曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

同市及び地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.6.3. 旧市街市場

場所

旧市街のキリスト教徒地区、イスラム教徒地区、アルメニア人地区に近いユダヤ人地区にある路地で構成される区域。

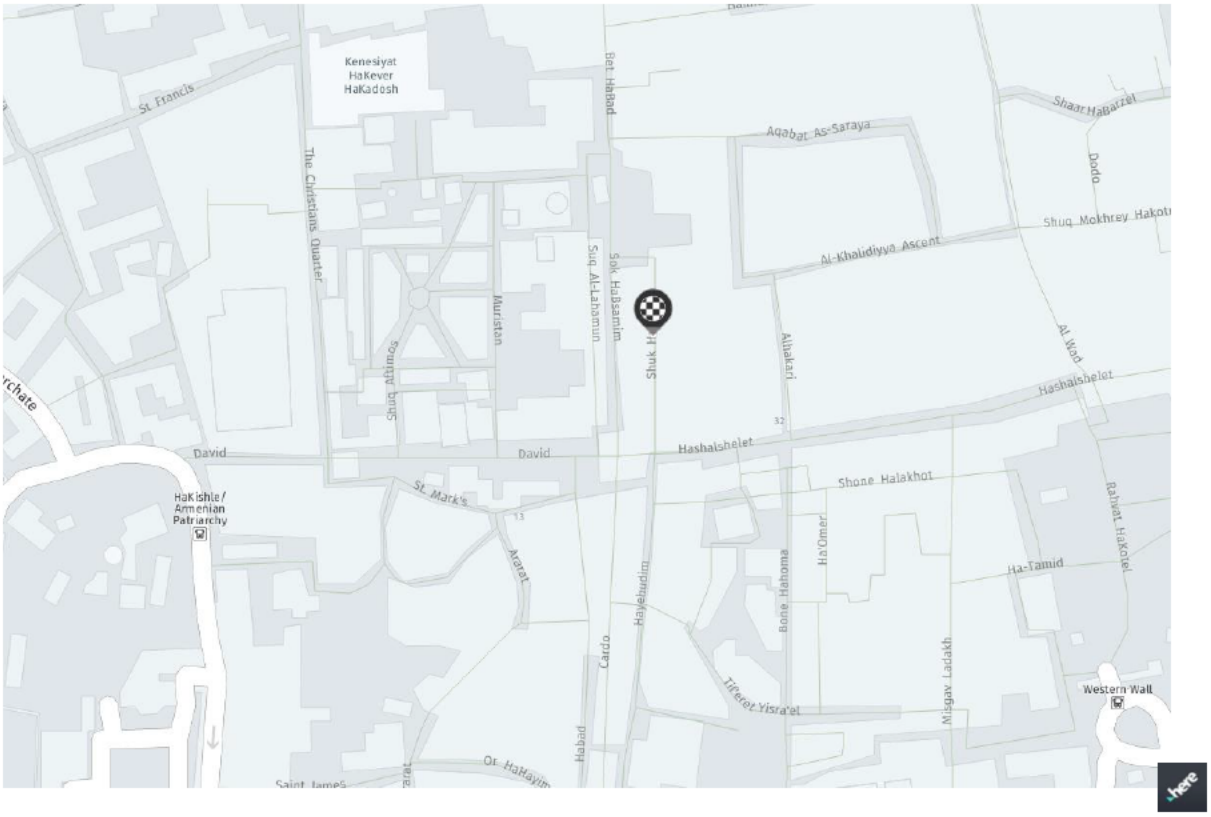

概況

これは同国で最も古い市場の一つであり、路地にあって食品、土産物、衣料品を扱う一部のショップは観光客向けである。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

果物、野菜、食品及び香辛料、アパレル、そしてユダヤ教文献。

主な来訪者

市場と旧市街は、極めて人気のある観光スポットである（エルサレムを訪れる観光客にとって最も人気のある場所の一つとなっている）。

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.6.4. アグリパス通りとヤッファ通り

場所

アグリパス通りとヤッファ通りにあるマハネ・イェフダ市場の外

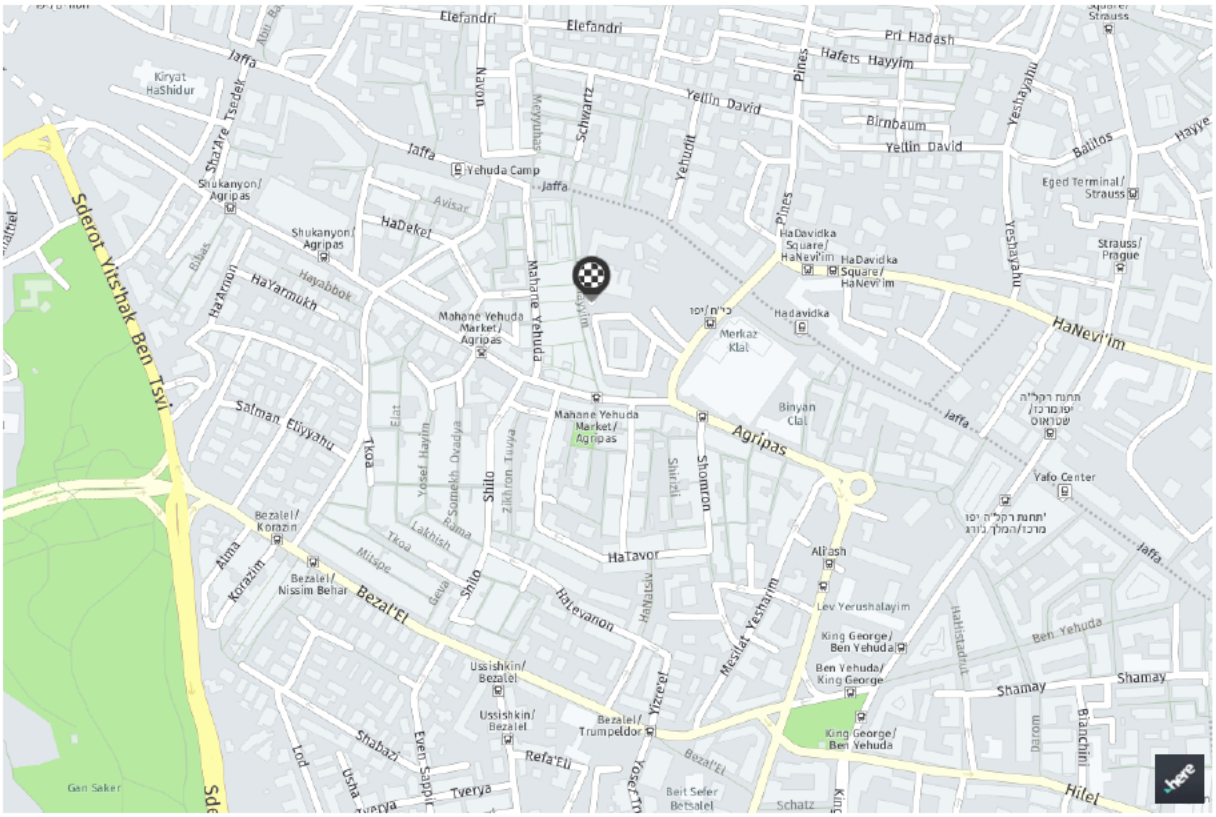

概況

この二つの通りはエルサレムの目抜き通りであり、多くの店やショップが軒を連ねる。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、携帯電話、アクセサリ

主な来訪者

住民と観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.6.5.　死海ホテル群地区

場所

死海沿いにあるホテル群

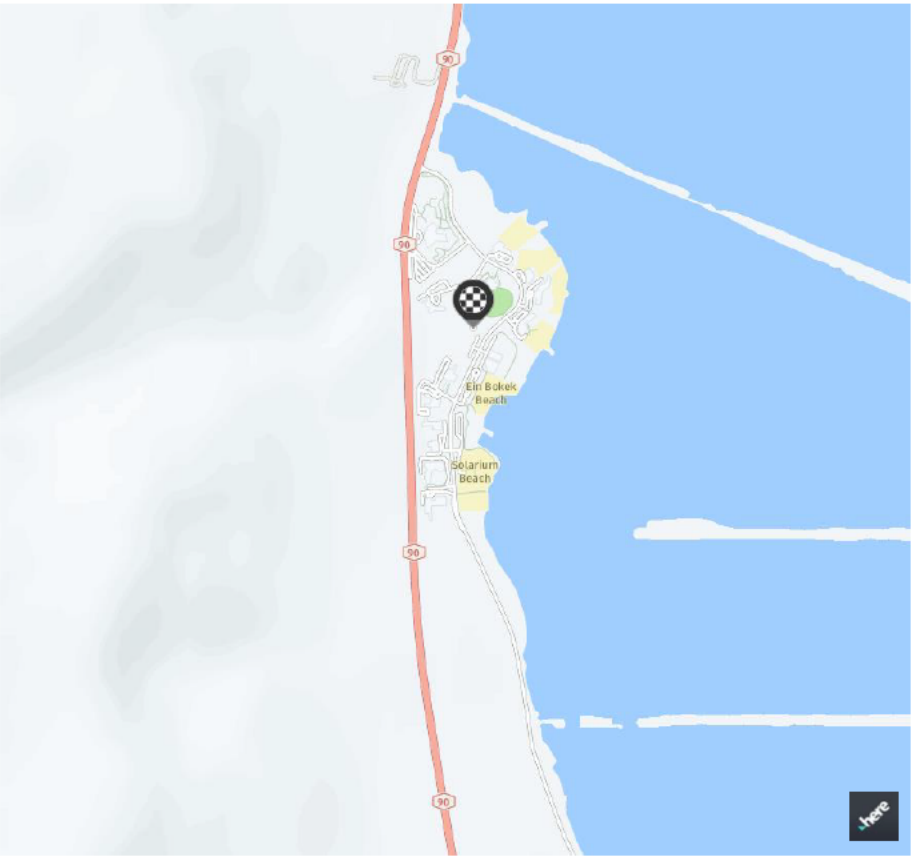

概況

死海沿いの露店やショップであり、模倣品を販売する場合もある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、携帯電話、アクセサリ

主な来訪者

観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7. イスラエル南部地域

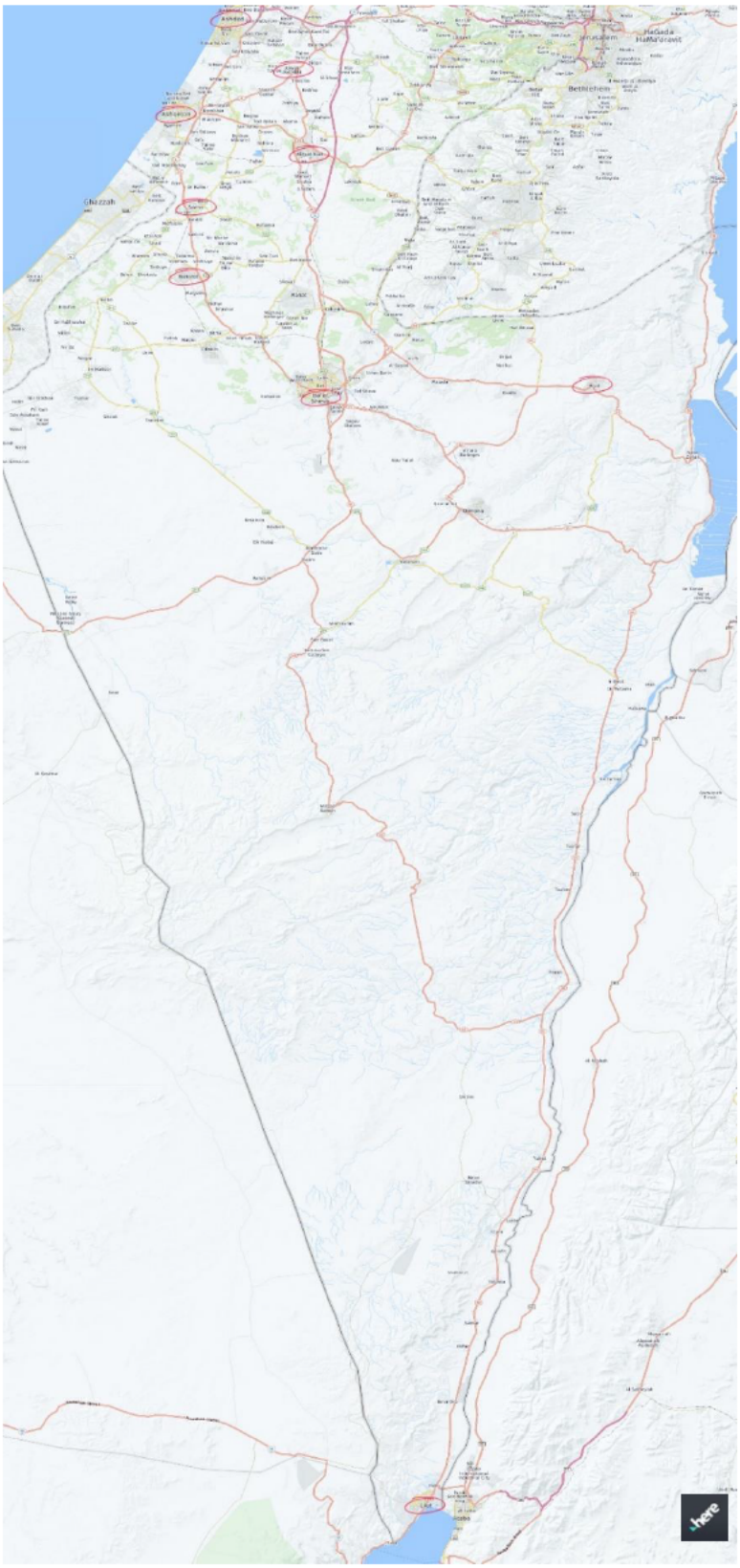

6.7.1. アシュドッド市場

場所

遊歩道、リドビーチ駐車場

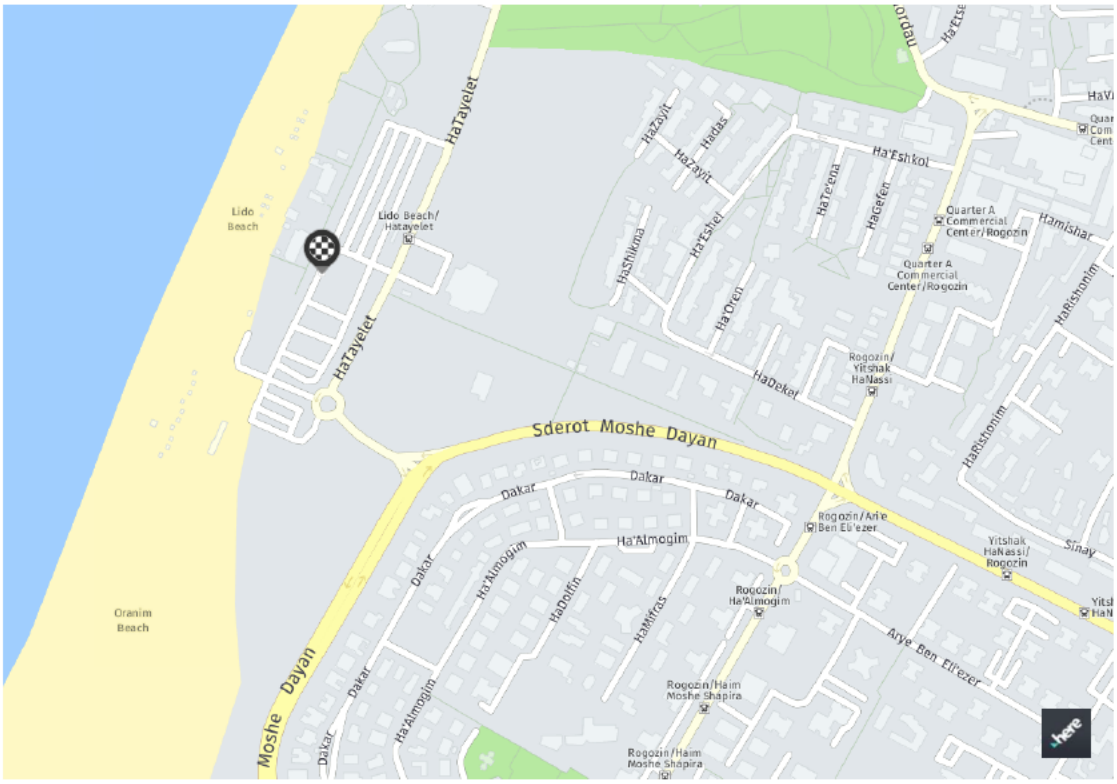

概況

この市場は、イスラエル最大の港湾を擁する人口約 22 万 1,000 人の都市アシュドッドにある。水曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.2. Ad Halom 市場

場所

アシュドッド市に向かう東側玄関口にあるモール

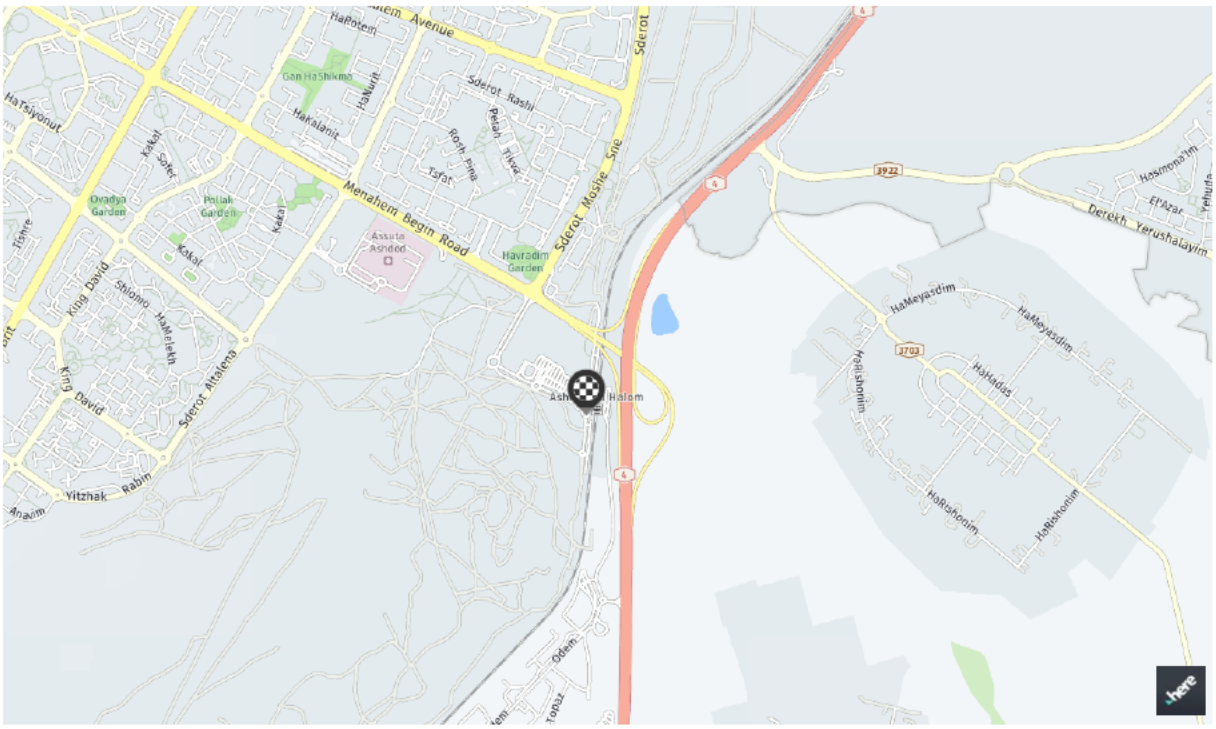

概況

週末（金曜と土曜）のみスタンドが営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、腕時計、サングラス、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

週末に営業しているため、まれである。

6.7.3. アシュケロン市場

場所

46Remez Street, Ashkelon

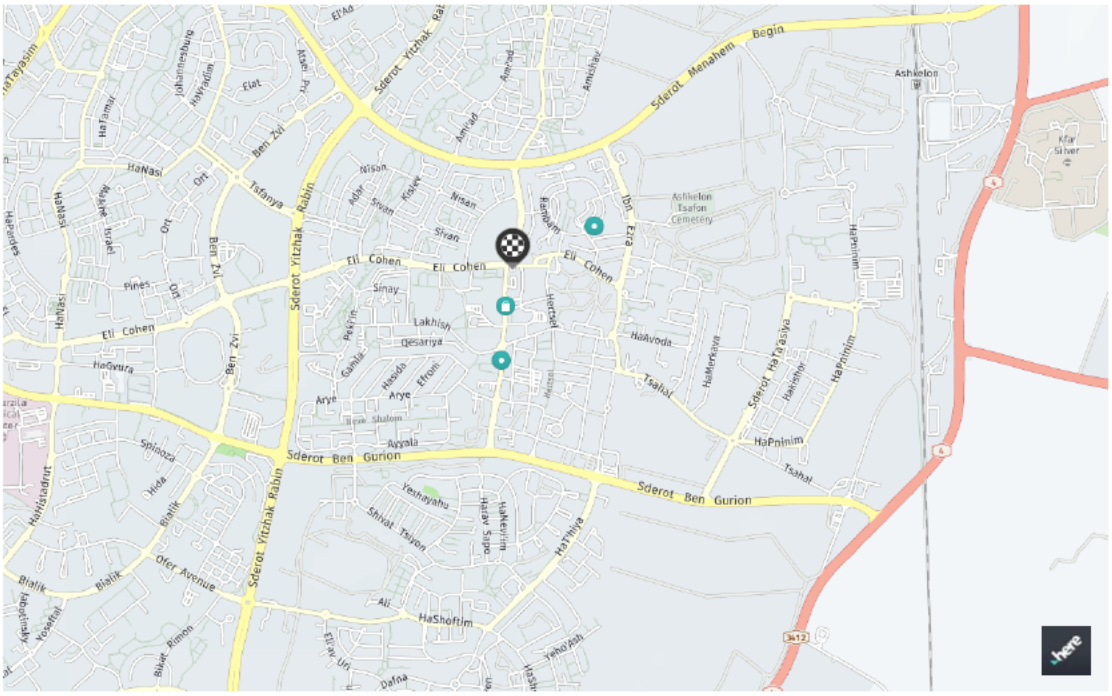

概況

この市場は人口約 13 万 4,000 人のアシュケロン市にある。月曜日と水曜日は果物と野菜のみを販売し、木曜日には他の商品も扱う。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.4. スデロット市場

場所

Menachem Begin 通り、Yigal Allon の角

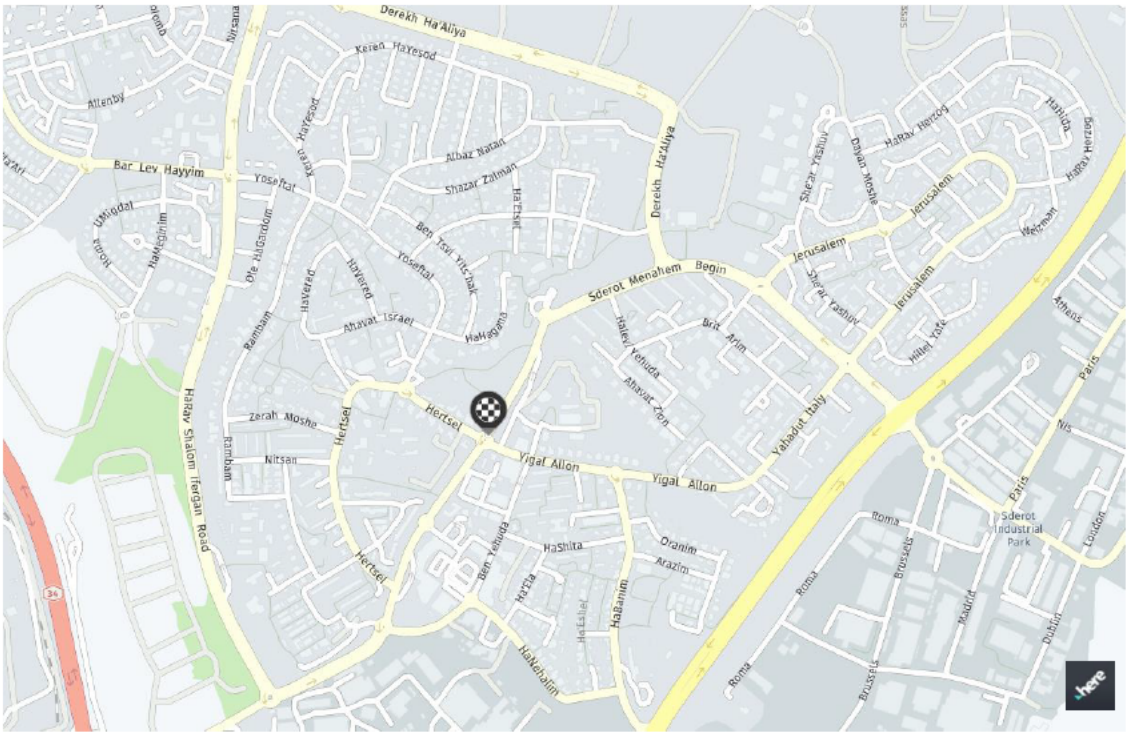
Derekh Ha'Aliya
Keren HaYesod
Allenby
Bar Lev Hayyim
Yosefhat
Albaz Natan
Shazar Zalman
Ben Tsur Yitzhak
Sderot Menahem Begin
Ahavat Israel
HaHagana
Brit Arlim
Hertsel
Zerah Mosha
Nitsan
Yigal Allon
Yahadut Italy
Ahavat Zion
HaShita
Oranim
Arazim
Ben Yehuda
Hatzia
HaBanim
HaNehalim
Roma
Brussels
Paris
Nis
Athens
Sderot Industrial Park
Dublin
Madrid
Jerusalem
Shazar Yashuv
Dayan Moshe
HaRav Herzog
Weizman
Hillel Yafe
Hablod
Harav Shalom Tiergan Road
Ramban
Haviered
Haverod
Gazak
Umigdal
Hoara
Haklonim
Ore Hahosdom
Haverod
Haverot
Haklonim
Hertsel
Ramban
Nitsan
Hertsel
Ben Yehuda
Hertsel
Hertsel
Hertsel

6.7.5. ネティボト市場

場所

イレブン・ポイント通り（Ahad Esre HaNequdot 通り）

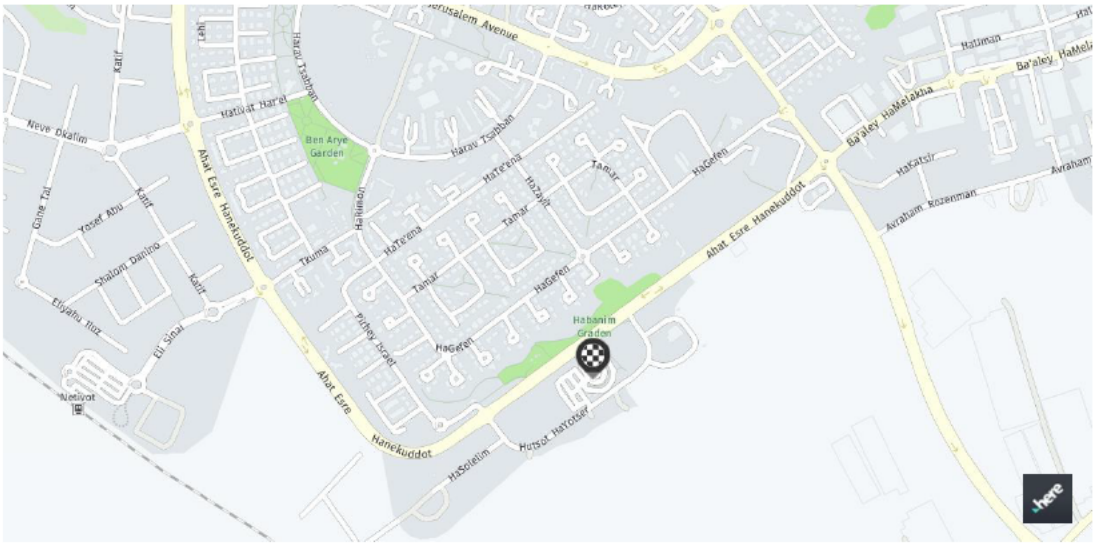

概況

この市場はイスラエル南部地域、ベルシェバとガザの間にある都市ネティボトにあり、2016 年の人口は 3 万 2,513 人であった。市場は火曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜。

主な来訪者

同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.6. キルヤット・マラキ市場

場所

市立スタジアム駐車場

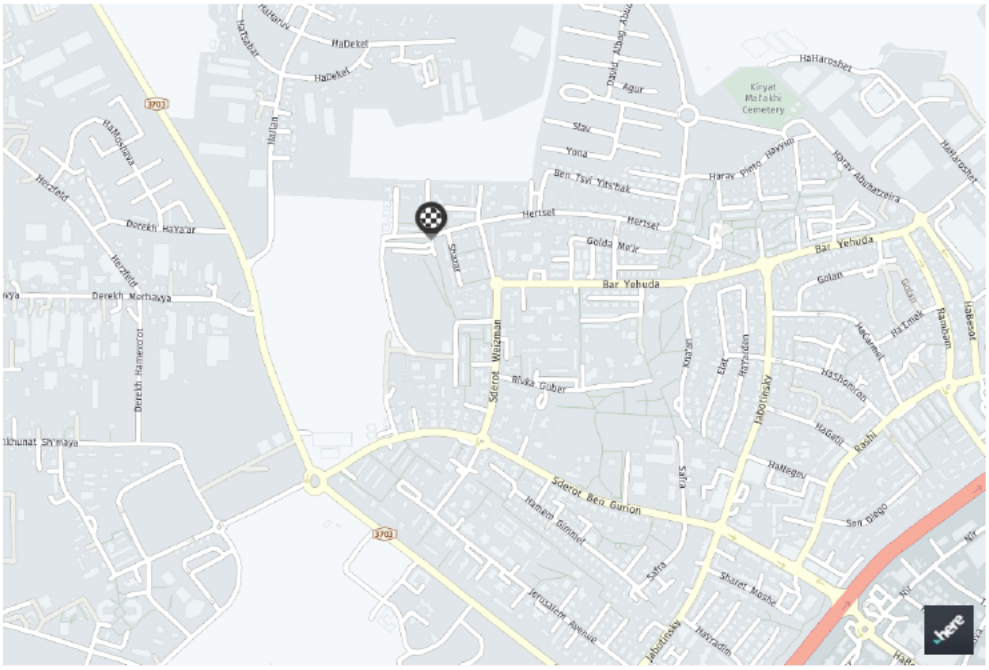

概況

この市場は人口約 2 万 2,000 人のキルヤット・マラキ市にある。市場は月曜日と木曜日に営業しており、木曜日には果物及び野菜のみを販売する。市場の移転計画を進めており、新市場を現在建設中である。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.7. キルヤット・ガト市場

場所

Rimon St., Kiryat Gat

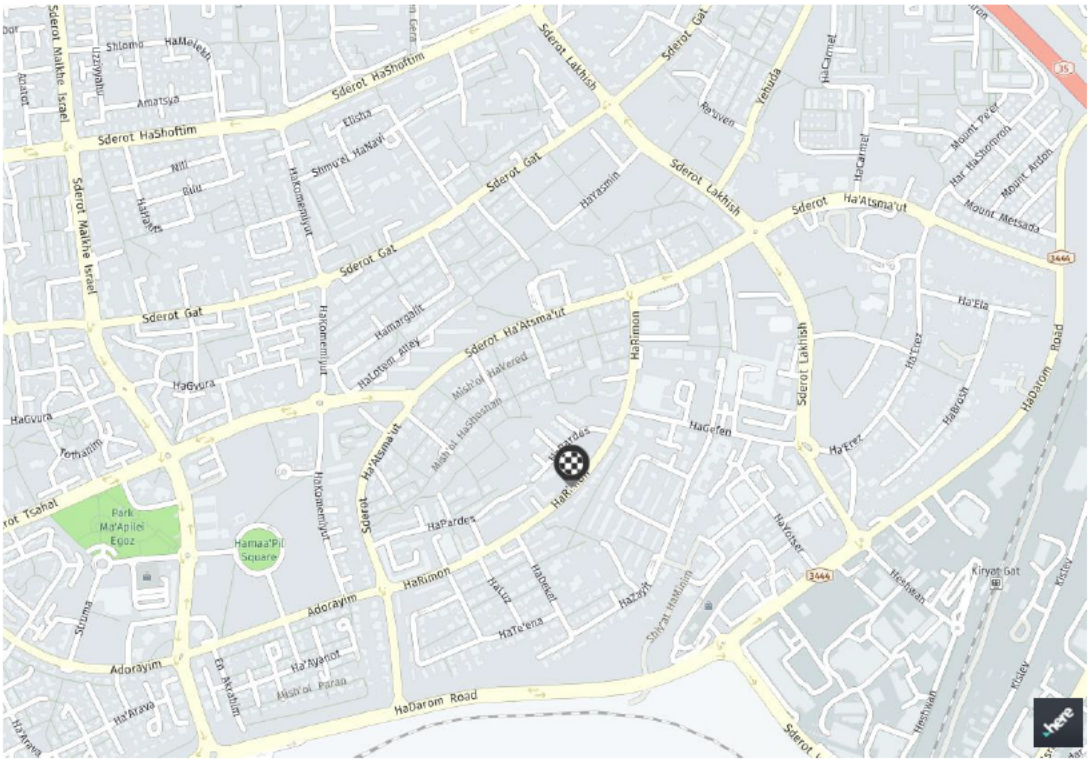

概況

この市場は、バルシェバの北方にある人口約 5 万 2,000 人のキルヤット・ガト市にある。市場は水曜日に営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.8. ベルシェバ市場

場所

Kakal 通りの歩行者天国

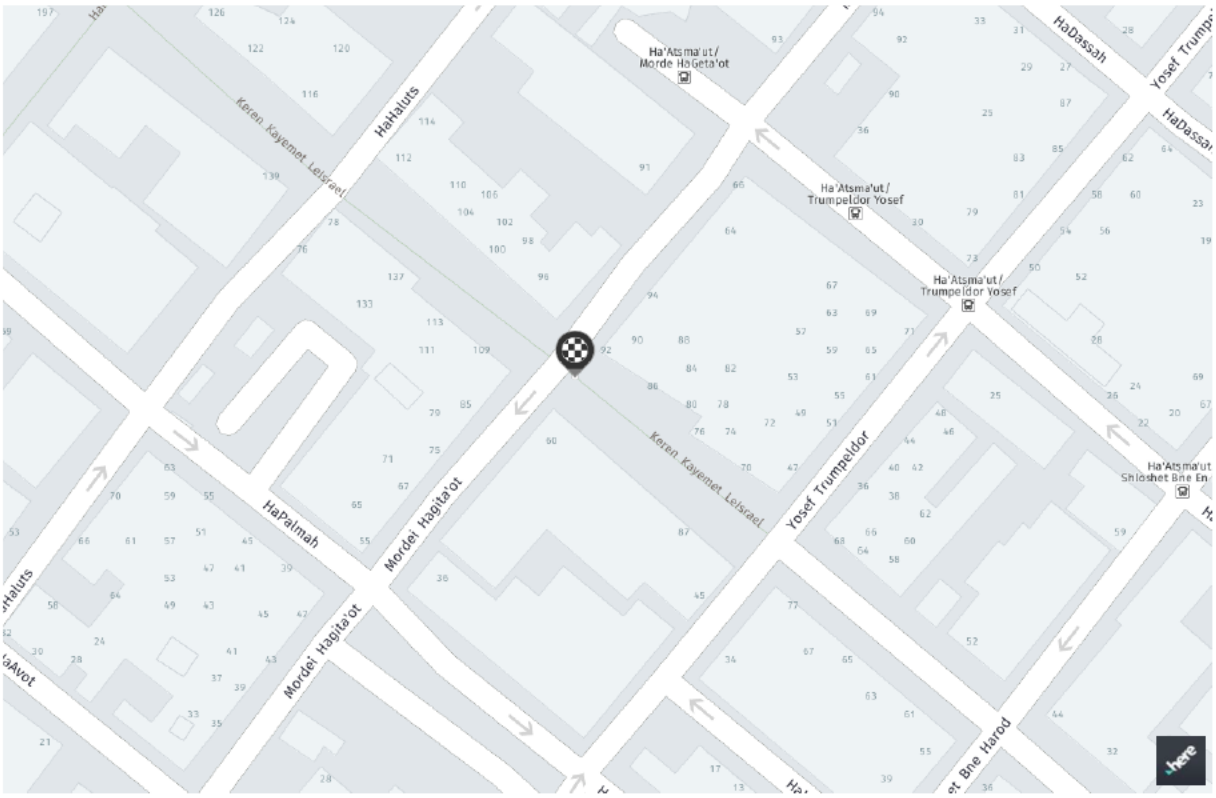

概況

市場は人口約 25 万人のベルシェバ市にある。市場は月曜日と金曜日のみ営業している。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.9. ベルシェバ（ベドウィン）市場

場所

サラ渓谷（エメク・サラ）

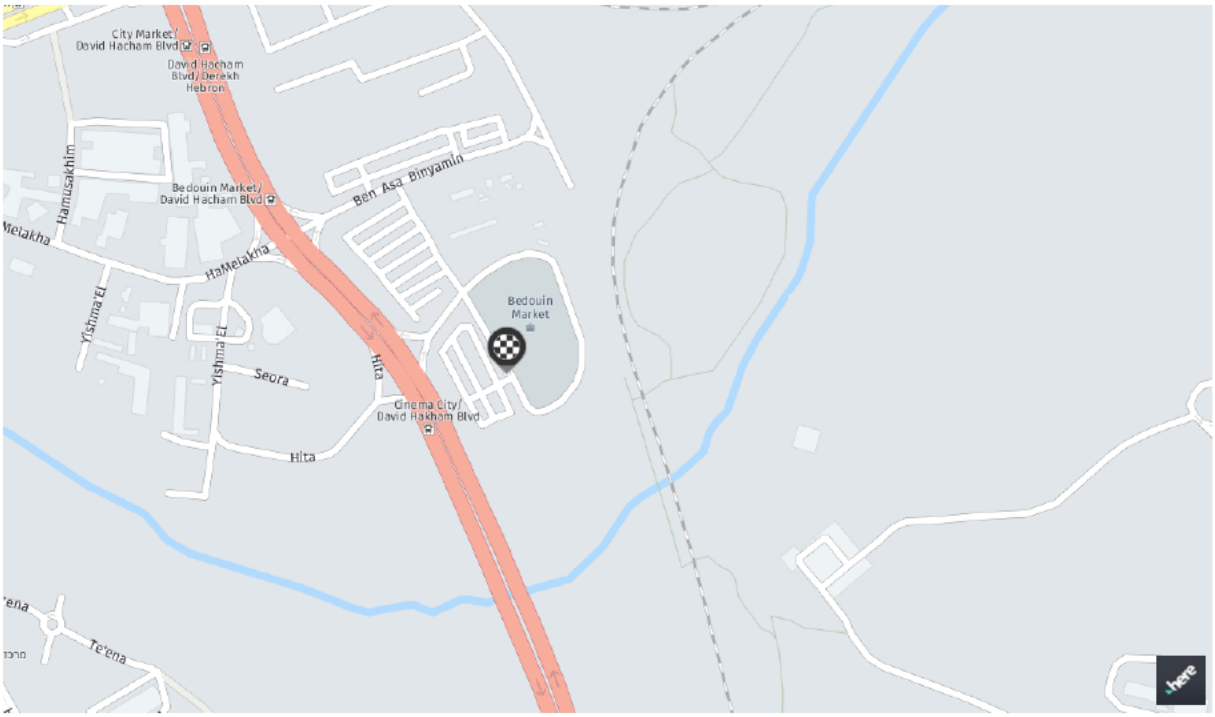

概況

市場は人口約 25 万人のベルシェバ市にある。市場に往時の活気はない。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.10. アラド市場

場所

同市の玄関口にある産業道路

概況

この市場はイスラエルの南部地域の都市アラドにある。死海の西方 25 キロ、ベエルシェバの東方 45 キロ、ネゲブ砂漠とユダヤ砂漠の境にある。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、携帯電話アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

主に同地域の住民

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

6.7.11. エイラート市場

場所

ビーチ沿いの遊歩道

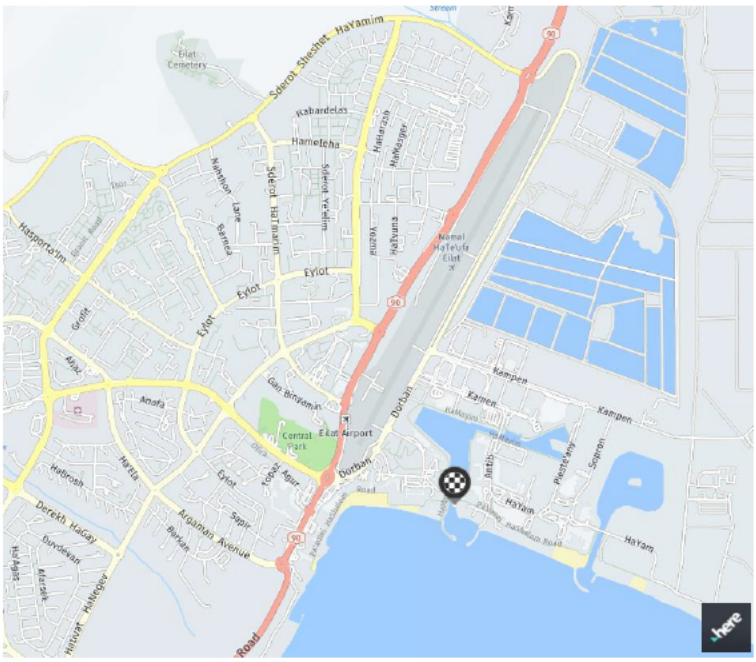

概況

この市場はイスラエルの最南端にある主要港かつ人気のリゾート地、人口約５万人の都市エイラートにある。かつては長年にわたって続いたエイラートに市場があったものの、現在、組織立った市場が存在しない。遊歩道沿いには、現在も複数の屋台が営業しているものの、かつて何十もの屋台が存在した頃とは比較できない。

おおよその店舗数

数十の店／スタンドが存在するものの、その正確な数は不明であり、一部のスタンドで模倣品を販売している場合もある。

主な販売品

アパレル、靴、家庭用品、宝飾品、敷物、口腔衛生用品、携帯電話アクセサリ、玩具、家庭用品、家庭用アクセサリ、消耗品、果物及び野菜

主な来訪者

地域住民と観光客

警察の活動

警察の知的財産部隊が捜索と差押えを行っている。

7. 模倣品生産現場

模倣品の大半は輸入されており、現地では製造されていない。

まれに模倣品の生産拠点が見つかる（その場合も、通常は模倣衣料品を作る小さな縫製工場である）。

そのような模倣品の組み立て又は製造が行われている現場を詳述するリスト又は地図はない。

[経済産業省委託事業]

イスラエルにおける模倣品流通実態調査

2019 年 3 月

禁無断転載

[調査受託]

Reinhold Cohn Group - Gilat, Bareket & Co - Reinhold Cohn & Partners

Senior Partner and Head of Enforcement (Anti-Counterfeiting) Department

Roy KORNICK

独立行政法人　日本貿易振興機構

知的財産課

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。